

第七章 労働争議調停

労働争議調停法

大正十五年四月九日  
法律第五十七号

第一條 左ニ掲タル事業ニ於テ労働争議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一 蒸氣、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公眾ノ需要ニ應スル運輸事業

二 公眾ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業

三 公眾ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業

四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止力第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ

五 其ノ他公眾ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器製造ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ

前項ニ掲タル以外ノ事業ニ於テ労働争議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得

第二條 調停委員會ヲ開設セムトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ

第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ハ中六人ハ労働争議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ之ヲ選定セシメ之ヲ組織ス委員ハ中六人ハ労働争議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ之ヲ選定セシメ之ヲ組織ス

第四條 第七條 労働争議調停

〔山形〕

調停委員會	九人
労働争議ノ當事者	六人
行政官廳ノ選定	三人
労働争議ノ解決	必要ナル調査
労働争議ノ解決	必要ナル調査

第四條 労働争議ニ直接利害關係ヲ有セザル者ニ就キ選定セシメ行政官廳ニ之ヲ委託ス

第五條 労働争議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日以内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

第六條 労働争議ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス

第七條 前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日以内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス

第八條 前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス

第九條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス

第十條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ

第十一條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得ル者ヲ以テ之ニ充テ多數ヲ得ル者ナキトキハ議長ニ依リ之ヲ選定ス

第十二條 調停委員會ハ労働争議ノ解決ニ必要ナル調査整理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第十三條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日以内ニ調停手續ヲ了スルコトヲ要ス

二五七



第二十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各  
 二名以上出席スルニ非テレハ會議ヲ開クコトヲ得ス  
 第二十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除ク外過半  
 數ヲ以テ決ス可ク同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル  
 第二十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス  
 行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ出席セシムル  
 コトヲ得  
 第二十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者  
 其ノ他利害關係人又ハ參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示  
 ヲ求ムルコトヲ得  
 第二十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其ノ  
 他作業所ノ關係場所ニ立入り、作業所ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セ  
 シムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十五條 委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ  
 漏洩スルコトヲ得ス  
 第二十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ  
 其ノ願末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス  
 第二十七條 第九條ニ規定スル調停手續ノ終了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其  
 の項ノ場合ニ於テ勞務爭議解決ニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其  
 ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スル  
 コトヲ得ス  
 第二十八條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ勞務  
 爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員力難ク反對

〔山形縣〕

ニ同意ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラスニ依リ費用ノ辨  
 第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨  
 償ヲ受タルコトヲ得  
 第十九條 第二條第一項ニ掲グル事業ニ於ケル勞務爭議ニ關シ第二條ノ規  
 定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及勞務者並  
 其ノ屬スル使用者團體及勞務者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ  
 規定スル調停手續ノ終了ニ至ル迄左ニ掲グル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係  
 アル使用者又ハ勞務者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス  
 一 使用者ヲシテ勞務爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭  
 關係ヲ破綻シ又ハ勞務爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭  
 關係ヲ破綻シ又ハ勞務爭議ニ關シ勞務者ヲ誘惑若ハ煽動スルコト  
 二 勞務者ノ團體ヲシテ勞務爭議ニ關シ勞務者ヲ誘惑若ハ煽動スルコト  
 三 勞務者ノ團體ヲ破綻シ又ハ雇傭關係ノ申込ヲ拒絶セシムルコト  
 第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲サ  
 ナル者ハ五十圓以下ノ過料ニ處ス  
 第二十一條 左ノ各條ノ一ニ該當スル者ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス  
 一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者  
 二 故ナク第十四條ノ規定ニ依リ立入、視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質  
 問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者  
 三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者  
 第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ二百圓  
 以下ノ罰金ニ處ス  
 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十五年六月勅令第九十七號ヲ以テ同年

〔山形縣〕

七月一日ヨリ施行)  
 (參照)  
 明治三十一年六月二十日法律第十四號非訟事件手續法抄錄  
 第二百六條 民法第八十四條ノ第一千七百七條及民法施行法第二十二條及  
 同法第十八條第二項、第二百六十二條、第二百六十二條ノ二、第五百三  
 十六條及民法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二  
 項、第五十四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第  
 八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラルヘキ者ノ住所地方裁判所  
 ノ管轄トス  
 第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ  
 裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ  
 當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執  
 行停止ノ効力ヲ有ス  
 手續ノ費用ハ過料ニ處スル旨波アリタル場合ニ於テハ其旨波ヲ受ケタル  
 者ノ負擔トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス  
 抗告裁判所ハ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ  
 費用及ヒ檢事ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス  
 第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ  
 有スル債務名義ト同一ノ効力ヲ有ス  
 過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ  
 爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

●勞働爭議調停法施行令

大正十五年六月二十四日 勅令第九十六號

第四編 勞務 第七章 勞務爭議調停

第一條 勞務爭議調停法及本令ニ依リ行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル  
 作業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)之ヲ  
 行フ  
 第二條 勞務爭議調停法ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ厚  
 生大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得  
 第三條 厚生大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳以外ノ  
 行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ら之ヲ行フコト  
 ヲ得但シ厚生大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトス  
 ルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス  
 第四條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付  
 テハ通信局長トシ前二條ニ於テ厚生大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ通  
 信大臣トス  
 第五條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコト  
 ヲ要ス  
 一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地  
 二 爭議ニ關係アル勞務者ノ概數  
 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ  
 足ルヘキ事項  
 第六條 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所  
 第七條 爭議ノ經過概要  
 第八條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳  
 ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ  
 第九條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘ







第四編 勞務 第八章 賃金 時間制

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

本令ハ昭和十四年四月十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋羣島ニ在リテハ南洋羣島地方表トス

賃金統制令施行規則

- 第一條 賃金統制令(以下令ト稱ス)第三條第一項ノ賃金ノ範圍ハ常時又ハ定期ニ受ケル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク
- 一 三月ヲ超ニル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當
- 二 通勤手當
- 三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ヲ及ボスモノ
- 四 賃金ノ金額又ハ一部ガ金額以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ額ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視廳監以下之ニ同シ)必要アリト認ムルトキハ時價ニ依リ之ヲ算定ス
- 第五條 令第四條ノ規定ニ依ル賃金規則ハ左ノ事項ヲ定ムベシ
  - 一 賃金ノ支拂方法及支拂期日
  - 二 所定就業時間(休憩時間ヲ含ム)及所定休憩時間
  - 三 未就業勞働者ノ初給賃金
  - 四 所定就業時間外勞働ニ對スル割増率又ハ手當
  - 五 所定就業時間外勞働ニ對スル割増率又ハ手當
  - 六 所定休日出勤ニ對スル割増率又ハ手當
  - 七 勞働者ノ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ夜間就業ニ對シ賞與又ハ手當ヲ支給スルトキハ其ノ額若ハ率
  - 八 遅刻又ハ早退ノ場合ノ賃金ノ計算方法
  - 九 第五號乃至第七號ニ掲グルモノノ外賃金ノ範圍ニ合マルベキ賞與又

【山形縣】

【山形縣】

ハ手當ノ種類、額若ハ率及給與條件ニ關シテハ令第三條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ施行ス

ハ其ノ種類、額及給與條件ニ關シテハ令第三條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ施行ス

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經

令第五條ノ適用ヲ付テハ左ノ各號ノ一ニ該賃セザル者ハ之ヲ未經



事業場名	種類ノ業事	月勞末備者			所在地	名氏主業事
		在現者	計	男女		
	全勞働者	性別	賃金總額	延稼日數	備該	最高所得者ノ賃金月額及ノ稼働日數
		女	男	女		
	未結算勞働者	性別	賃金總額	延稼日數	備該	最高所得者ノ賃金日額及ノ年額
		女	男	女		

記載心得

一 事業ノ種類ニ付テハ當該工場又ハ事業場ノ事業ノ内容ヲ知悉スルニ足ル程度ニ在リテハ要品名、礦山ニ在リテハ鑛名等ヲ具備シ且該種ノ記入スベシ

二 全勞働者中賃金總額ニ付テハ其ノ月ニ於ケル全勞働者ノ延稼日數ヲ、該當勞働者數ニ付テハ其ノ月中ニ於テ就業セル全勞働者數ヲ記入シ、最高、最低所得者ノ賃金月額及其ノ稼働日數ニ付テハ全勞働者中其ノ月ニ於テ最高、最低賃金ヲ所得セル者ノ其ノ月額及其ノ者ノ其ノ月ニ於ケル稼働日數ヲ記入スベシ但シ最低所得者ニ付テハ其ノ月ノ稼働日數二十日以上ノモノニ付テ之ヲ記入スベシ

三 未結算勞働者ニ付テハ其ノ月ニ於テ新ニ雇入レタル者ニシテ令第五條ノ適用ヲ受ケルモノノニ付テハ其ノ月ニ於ケル支持賃金總額、延稼日數、日額、該當勞働者數ヲ、最高所得者ノ賃金日額及其ノ年額、最低所得者ノ賃金日額及其ノ年額ニ付テハ其ノ月ニ於ケル最高、最低所得者ノ賃金日額及其ノ者ノ其ノ月ノ稼働日數ヲ以テ除シタル金額及其ノ時ノ年額ヲ算出シ以テ記入スベシ

(備考)

(備考)

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限

第五編 労働 第八章 賃金 時間制限



### ●賃金統制令第二條第一號ノ事業ノ指定

- 昭和十四年四月十日  
厚生省告示第六十二號
- 一 機械製造業
  - 二 船舶車輛製造業
  - 三 器具製造業
  - 四 金屬品製造業
  - 五 金屬精鍊業

### ●工場就業時間制限令

昭和十四年三月三十一日  
勅令第二百二十七號

- 第一條 國家總動員法第六條ノ規定ニ基テ工場ニ於ケル就業時間ノ制限ハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 本令ハ工場法ノ適用ヲ受ケル工場ニシテ厚生大臣ノ指定スル事業ヲ管ムモノニ之ヲ適用ス
- 第三條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ヲシテ一日ニ付十二時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ズ
- 第四條 工業主ハ十六歳以上ノ男子職工ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ一日ノ就業時間ガ六時間ヲ超エルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超エルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設ケル
- 第五條 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分テ交替ニ就業セシムル爲メハ業務ノ性質上特ニ必要ナル場合ニ於テハ本令ノ定ムル所ニ依リ工業主ハ該地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出テ第三

本令ハ昭和十四年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

### ●工場就業時間制限令施行規則

昭和十四年四月十九日  
厚生省令第七號

- 第一條 工業主ハ本令ニ於テハ工場就業時間制限令(以下令上稱ス)第五條ノ規定ニ依リ必要ナル限度ニ於テ就業時間ノ延長ヲ爲スコトヲ得
- 一 十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分テ交替ニ就業セシムル場合ニ於テ交替ニ就業スル爲メ又ハ交替時ニ作業ノ引續キヲ爲サシムル爲メニ必要ナルトキ
- 二 火、汽、蒸、原動機又ハ起重機等ノ取扱ニ從事セシムル爲メニ必要ナルトキ
- 三 機械ノ保全、設備ノ修理、工具ノ出納、掃除等補助的業務ニ專ラ從事セシムル爲メニ必要ナルトキ
- 四 其ノ他前各條ニ準ズル場合
- 第二條 令第五條ノ届出書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 工場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 二 工業主ノ氏名及住所(法人タル工業主ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地及代表者ノ氏名)
- 三 常時使用スル男女別職工數
- 四 所定ノ就業時間、休憩時間、休日及十六歳以上ノ男子職工ヲ二組以上ニ分テ交替ニ就業セシムルコトハ就業時間轉換ニ關スル事項
- 五 延長セントスル就業時間
- 六 就業時間ノ延長ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事スル十六歳以上ノ男子職工數

第四編 労働 第八章 賃金 時間制限

- 七 就業時間ノ延長ヲ必要トスル事由
- 第三條 令第六條第一項ノ許可ノ申請書ニハ前條第一號乃至第四號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 就業時間ノ延長シ又ハ休日ヲ廢シタル期間
- 二 延長セントスル就業時間又ハ廢シタル休日
- 三 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トスル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事スル十六歳以上ノ男子職工數
- 四 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トシタル事由
- 第四條 令第六條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受タルコトヲ要セザル場合ハ左ノ如シ
- 一 災害事故等ニ因リ緊急ノ處置ヲ必要トスルコト
- 二 工場事業場管理令ニ依リ陸軍大臣又ハ海軍大臣ノ管理スル工場ニ於テ同令ニ基キ作業時間ノ延長ヲ命ゼラレタルトキ
- 第五條 令第六條第二項ノ届出書ニハ第二條各號ノ事項ノ外就業時間ヲ延長セントスル期間ヲ記載スベシ
- 第六條 令第六條第三項ノ届出書ニハ第二條第一號乃至第四號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 就業時間ヲ延長シ又ハ休日ヲ廢シタル期間
- 二 延長ヲ爲シタル就業時間又ハ廢シタル休日
- 三 就業時間ノ延長ヲ爲シ又ハ休日ヲ廢シタル作業ノ種類及其ノ作業ニ從事シタル十六歳以上ノ男子職工數
- 四 就業時間ノ延長ヲ必要トシ又ハ休日ノ廢止ヲ必要トシタル事由
- 第七條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ照例ハ別記様式ニ依ル

本令ハ昭和十四年五月一日ヨリ之ヲ施行ス



周記簿式(原紙ノ大半ハ日本標準規格A7トシ中央貼紙ノ所ヨリ二ツ折ト爲ス)

(表四)

Table with multiple columns and rows, containing detailed regulations and text related to labor laws. The text is dense and includes various sub-sections and specific rules.

(山形管)

本令ハ昭和十四年四月十日ノ法律第八十七號ハ昭和十四年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス

(表四)

Table with multiple columns and rows, containing detailed regulations and text related to labor laws. The text is dense and includes various sub-sections and specific rules.

工場就業時間制限令第二條ノ事業指定

昭和十四年四月十日 厚生省告示第六十一號

- 工場就業時間制限令第二條ノ事業ヲ左ノ通指定ス
一 機械製造業
二 船舶車輛製造業
三 器具製造業
四 金屬品製造業
五 金屬精鍊業

青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキモノノ就業時間ニ關スル法律

昭和十四年四月二十四日 法律第八十七號

工場法、職業法ニ基キテ發スル命令又ハ商店法中、就業時間數中ノ制限ニ關スル規定ヲ青年學校令ニ依リ就學セシメラルベキモノニシテ十六歳未満ノモノニ付適用スル場合ニ於テハ其ノ者ガ履修スベキ義務課程タル一日ノ教授及訓練時間ハ之ヲ就業時間ト看做ス

本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(昭和十四年三月十三日、昭和十四年五月十二日、昭和十四年五月二十日ヨリ之ヲ施行ス)

第四編 勞務 (終)



第五編 刑事

刑事警察  
移動警察  
偽造、變造、  
模造貨紙幣  
出獄人保護及  
保護少年少女  
鑑識  
留置人其ノ他



第五編 刑事

第一章 刑事警察

● 犯罪捜査規程

大正十四年六月二十二日 警察廳訓令第百三十三號  
 山形縣訓令第百三十三號  
 第一條 犯罪捜査ニ関スル取扱ハ特別ニ規定スルモノヲ除クノ外本則ニ依リテ之ヲ取扱スルニシテ  
 第二條 犯罪捜査ニ當テハ一定ノ方針ヲ樹テ周密ナル注意ト慎重ナル行動トヲ守ルベシ  
 第三條 犯罪捜査ニ關シテハ協力一致ニ連絡ヲ保テ職務ヲ守リ盡ニシテ之ヲ達成スベカラス  
 第四條 被檢人被害者等ニ對シテハ温情ヲ以テシ違法不當ノ取扱ヲ爲スヘカラス被檢人及被害者人ニ對シテハ勇猛ヲ示スルニ注意スベシ  
 第五條 報告 警察官(官)局長ハ左記各號ノ一ニ該當スル犯罪發生シタルトキハ第一號様式ニ依リ電報(電報不通ノ場合ハ本ノ觀念ヲ圖リ電報又ハ書簡)ヲ以テ其ノ狀況ヲ警察部長又ハ刑事局長ニ即報シ何等ノ重要ト認ムルトキハ該警察官(官)局長ニ捜査手續ヲ求ムヘシ犯人被檢人ヲ捕ルルトキ亦同シ但シ該捕ノ場合ハ第二號様式ニ依ルベシ  
 第六條 犯人ニ關スル犯罪

第五編 刑事 第一章 刑事警察

【山形縣】

- 一、竊盜ニ關スル犯罪
  - 二、強盜ニ關スル犯罪
  - 三、被竊金額五拾圓以上ノモノ
  - 四、官公署學校社寺佛閣ニ付テハ十圓以上ノ被害ニ係ルモノ
  - 五、銃刀劍又ハ火藥等ノ被害ニ係ルモノ
  - 六、列車内又ハ停車場内ノ被害ニ係ルモノ
  - 七、土藏被竊積蓄其ノ他旅行の積蓄の者ノ所爲ト認ムラルモノ
  - 八、放火ニ關スル犯罪
  - 九、毒藥ニ關スル犯罪
  - 十、通貨又ハ有價證券ニ關スル犯罪
  - 十一、逃走ニ關スル犯罪
  - 十二、詐欺横領又ハ恐喝ニ關スル犯罪
  - 十三、文書偽造又ハ印章偽造ニ關スル犯罪
  - 十四、遺棄ニ關スル犯罪
  - 十五、飲料水ニ關スル犯罪
  - 十六、阿片煙ニ關スル犯罪
  - 十七、賭博物ニ關スル犯罪
  - 十八、前各號以外ト稱手段ノ巧妙新若ハ特殊ナルモノ又ハ重要ト認ムルモノ
- 前條ニ關スル犯罪ニシテ拾圓以上五拾圓未満ノモノノ被害ニ付テハ前項

一



第五編 警察 第一章 警察事務

第六條 警察(官)署長ハ該管区域内ノ各警察(官)署長ニ對シテ...

(附則)

第十一條 警察(官)署長ハ該管区域内ノ各警察(官)署長ニ對シテ...

第十二條 警察(官)署長ハ該管区域内ノ各警察(官)署長ニ對シテ...

(附則)

第十六條 警察(官)署長ハ該管区域内ノ各警察(官)署長ニ對シテ...

第五編 警察 第一章 警察事務

新庄署 第二組合 酒田署 余目署 鶴岡署 第三組合 長井署 小國署 赤松署 朱野署...

Table with columns for '犯人名及年齢' (Offender Name and Age) and '擔任者' (Personnel). It lists names and ages of individuals involved in cases.







第五編 通関 第一章 通関手続

付属書類									
以下二十七行省略									
以下二十七行省略									
以下二十七行省略									
以下二十七行省略									

〔通関手続〕

第五編 通関 第一章 通関手続

特種ナル検査物品ノ概要									
検査ノ基礎資料並ニ検査方針									
其他ノ参考事項									
所轄警察官署									
受命検査警察官									
此報告作成年月日及ニ作成者									

〔通関手続〕











一、符號「刑」ハ警察官ニ於テ定メタル符號(第何號、番外第何號、別第何號等)ヲ記載スヘシ但シ新発見ニシテ符號判明セザルトキハ現品ヲ添付スルコトヲ要ス

二、「犯人逮捕區別」欄ニハ其ノ発見シタル場所又ハ進行ノ經過、製造、構造者逮捕、未逮捕ノ區別ヲ記入スヘシ從テ單ニ其ノ知情行使者ノミヲ逮捕シタルトキハ未逮捕トス

### ●特別捜査ニ關スル件

昭和八年六月  
警察部長發給規則第一一號

殺人其ノ他重要異例ノ犯罪發生シ特別捜査ヲ要スト認メタル事件ノ捜査ニ付爾等左ノ通り實施スルコトニ相定メ候條一級ニ周知セシメ實行上注意ナキヲ期スベシ

- 一、殺人其ノ他重要異例ノ犯罪事件發生ニ際シ警察部長ニ於テ綜合的捜査ノ必要アリト認メタルトキハ當該事件ノ捜査本部ヲ設ケ特別捜査ニ従事セシム
- 二、捜査本部ハ特別捜査事件發生地所轄警察署又ハ管内便宜ノ箇所或ハ本府警察署内ニ之ヲ設ケ
- 三、特別捜査ハ捜査本部ノ開設又ハ特別捜査ヲ指示アリタルトキヨリ開始セラレタルモノトス
- 四、特別捜査ハ當該事件ノ捜査ノ必要ナキニ至ル迄繼續スルモノトス
- 五、捜査本部ノ開設又ハ移轉後滿二週日ヲ經過シ特段ノ指示ナキ場合若ク

〔山形縣〕

- ハ當該事件ノ犯人逮捕シ、手配解除ノ指示アリタル場合ハ廢止セラレタルモノトス
- 但シ捜査本部廢止後ノ特別捜査事務ハ刑事課ニ於テ續行スルモノトス
- 六、捜査本部ハ警察部長或ハ檢事ノ指揮ニヨリ活動スベキモノトス
- 七、捜査本部ヲ設置セラレタル關係警察署或ハ捜査本部ニ、其ノ刑事情報ヲ召集セラレタル警察署ハ當該事件ニ關シテハ捜査本部ニ屬シ行應スベキモノトス
- 八、特別捜査事件ニ關スル手配ハ綜合捜査ノ統制上當該捜査本部ニ於テ統一施行スベキニヨリ其ノ必要アリト認メタル警察署ハ事情ヲ具シ之ヲ本部ニ移スベキコト

### ●司法警察事務上巡查ヲシテ警部代理ヲ爲サシムルノ件

明治十四年十月  
明治省達第五號

新法實施後ハ司法警察事務上時宜ニ依リ巡查ヲシテ警部ノ代理ヲ爲サシムル儀モ可有之候條此旨布達候事

### ●品類手配統一ニ關スル件

昭和十年七月十二日  
昭和第十年五月六號

品類手配ニ關シ從來各府縣ニ於テハ事件ノ輕重急急ニ應ジ其ノ處理ヲ迅速確實ニシ手配ノ放棄ヲ大ナラシムル目的ヲ以テ夫々用紙ニ色別ヲ設ケテ發布相成候處之ガ色彩形等互ニ互ニ爲他管下犯罪事件ニ付其ノ手配ヲ受ケタル場合ニ應ジ不便ナルノミナラズ捜査上ニ及キ影響ヲ殊カラザルモノ有之趣ヲ以テ今回警察官ヨリ遺棄ノ大等モ等之左記區別ニ依リ全國一定スルコトニ相成候條此旨一併テ取次フベシ

〔山形縣〕

### ●犯罪捜査共助内規

大正十二年八月一日  
於官廳警察部北都府事打合會ノ議定

- 第一條 本内規ハ二以上ノ連署ニ關係アリテ犯罪事件其ノ他重大事件ノ捜査ニ付其ノ放棄ヲ最大ナラシムルガ爲メ刑事情報相互ノ關係ナル連絡ヲ保持シ之カ共助ノ實ヲ事クルヲ以テ目的トス
- 第二條 本内規ハ左ノ連署相互ノ關係又ハ有ル犯罪事件ノ捜査ヲ爲ス場合ニ之ヲ適用ス北海道、青森、岩手、秋田、山形、宮城、福島
- 第三條 他ノ連署警察官(警察部長(令))犯罪捜査ノ共助ヲ求ムル場合ハ事件ノ重要共助ヲ求ムル要點其ノ他参考トナルヘキ事項ヲ詳細ニ通報スベシ
- 第四條 前項ノ要求アリタル場合ハ事件ノ性質如何ヲ考慮シ急遽手配ヲ要スルトキハ停車場警察署其ノ他重要ノ地點ニ要點ヲ爲ス等便宜ヲ爲セテ連絡ヲ與フルヲ要シ電話通報其ノ他急遽共助ノ求メアリタル時ハ特別ニ急遽ニ取次ヒ同答スベシ
- 第五條 前項ノ連署警察官ハ通報スルハ勿論捜査ノ狀況等時々通報ハ捜査上ノ連絡ヲ保持スベシ
- 第六條 殺人強盜其ノ他重要ナル犯罪發生シ捜査上共助ヲ要スル材料シタルトキハ捜査警察官等ハ辦法主任又ハ刑事課長等ヲ其ノ現場ニ派遣シ捜査ノ連絡共助ニ努ムベシ
- 第七條 他ノ連署所轄内ニ於テ捜査ヲ爲サシムルトキハ可成其ノ地警察官等警察官派出所若ハ連署駐在所ニ其ノ旨ヲ告ケ共助ヲ求ムベシ
- 第八條 前項ノ求メアリタルトキハ連署之ニ應スベシ若シ連絡又ハ不在其ノ他ノ事由ニ依リ直接シ難キ場合ハ於テ他連署警察官單獨警察署長ヨリ警察







引渡スベキモノトス但シ第一條第一號ノ場合ハ此ノ限リニ非ス  
第四條 當該事件ニ對シ特別捜査開始ノ命アリタル場合ハ事情ノ如何ヲ問  
ハズ右被疑者ヲ特別捜査本部ニ引渡スベキモノトス  
第五條 前記ノ規定ニ該當セズ或ハ特殊事情ノ存スル場合ハ警察部長之レ  
ヲ裁奪シ得ルハ其ノ限ニ依リテ之ヲ行フベシトス

●死傷者檢視規程

昭和十四年三月二十九日  
海軍警察令第一號  
第一條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第二條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第三條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第四條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第五條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第六條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第七條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第八條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第九條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十一條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十二條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十三條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十四條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十五條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス  
第十六條 死傷者ノ檢視ハ海軍警察部長ノ命メアル場合ヲ除ク外本規程ニ據ルベ  
キトス

〔海軍警察〕

Table with 2 columns: 一、檢視ヲ要スル者ノ姓名、二、人相ヲ檢視シ得ルモノニ在リテハ上半身ヲ寫眞ニ撮影シ刑事情ニ送付スルコト

第五編 軍事 第一章 海軍警察

Table with 10 columns: 人相書次及所持金品, 死傷ノ年月日時若シテ年月日時, 死傷ノ場所, 死傷ノ原因, 死傷ノ方法, 死傷ノ状況, 死傷者ノ姓名, 死傷者ノ住所, 死傷者ノ職業, 死傷者ノ年齢











一、各該關係府縣ノ地域ヲ管轄トスル運轉事務所長ヲ以テ主任者ト定メ、  
 警務局長ハ付テ該府縣ハ該主任者及副主任者ノ官職氏名ヲ鐵道省地方  
 警務局長主任者ニ通報スルト共ニ本件實施上ノ關係ヲ遂ケ密接ナル連絡ヲ保  
 持シ、  
 二、鐵道局並ニ運轉事務所所在地ニ在リテハ其ノ兩者ノ主任者單ニ運  
 轉事務所ヲ存在スル府縣ニ在リテハ運轉事務所主任者又ハ運轉事  
 務所ノ存在スル府縣ニ在リテハ直近鐵道局又ハ運轉事務所主任者  
 三、  
 四、主任者及副主任者ノ指揮ヲ受ケ時々鐵道構内ヘ入り又ハ列  
 車ニ乗込テ職務上ノ活動ヲ爲シ其結果ヲ左記様式ニ依リ上司ニ報告  
 スルコト  
 五、活潑年月日時  
 六、活潑區間  
 七、活潑ノ種類  
 八、活潑ノ理由  
 九、活潑ノ結果  
 十、活潑ノ場所  
 十一、活潑ノ時間  
 十二、活潑ノ人員  
 十三、活潑ノ費用  
 十四、活潑ノ成績  
 十五、活潑ノその他事項  
 十六、活潑ノその他事項  
 十七、活潑ノその他事項  
 十八、活潑ノその他事項  
 十九、活潑ノその他事項  
 二十、活潑ノその他事項

【山形警】

一、發生日時  
 二、發生場所  
 三、被害者住所氏名(住所氏名不詳ノ際ニハ外見)  
 四、被害者住所氏名(乘年、年齢、性別、其他特徴ヲ記ス)  
 五、被害者實ノ大要  
 六、心當リノ者ノ有無(有ル時ハ其人相特徴)  
 七、其他ノ参考事項  
 八、取獲鐵道係員所屬氏名  
 備考 以上ハ犯罪被害様式ナルモ犯罪以外ノ事項ニ付テハ之ニ準  
 シ作成ス  
 九、步調及列車内ニ於ケル警察事項發生ノ際ニ於ケル措置ニ付テハ應府  
 縣主任者ハ其地所轄鐵道局主任者ト聯絡シ其結果ヲ副主任者及  
 副主任者ニ徹底セシメ事故發生ノ場合ニ於テ取扱上遺漏ナキヲ期スヘ  
 キコト  
 十、副主任者ハ乘車又ハ降車ノ際鐵道係員ニ其ノ旨ヲ告ケテ通報  
 シ取ルコト  
 十一、列車内乗込ハ其ノ乗車等級相應ノ私腹ヲ着用シ警察官ハ體面ヲ恥  
 シシメサル様心掛ケルト共ニ身分證明ノ爲メ警察手帳(警部以上トモ  
 一、警一ニスルコト)ヲ携帶シ鐵道係員ノ求めアル時ハ乗車券ト共ニ提  
 示スルコト  
 十二、移轉警察關係府縣ハ相互ニ關係府縣ト常態的活潑區間ノ協定  
 十三、

【山形警】

一、各該關係府縣ノ地域ヲ管轄トスル運轉事務所長ヲ以テ主任者ト定メ、  
 警務局長ハ付テ該府縣ハ該主任者及副主任者ノ官職氏名ヲ鐵道省地方  
 警務局長主任者ニ通報スルト共ニ本件實施上ノ關係ヲ遂ケ密接ナル連絡ヲ保  
 持シ、  
 二、鐵道局並ニ運轉事務所所在地ニ在リテハ其ノ兩者ノ主任者單ニ運  
 轉事務所ヲ存在スル府縣ニ在リテハ運轉事務所主任者又ハ運轉事  
 務所ノ存在スル府縣ニ在リテハ直近鐵道局又ハ運轉事務所主任者  
 三、  
 四、主任者及副主任者ノ指揮ヲ受ケ時々鐵道構内ヘ入り又ハ列  
 車ニ乗込テ職務上ノ活動ヲ爲シ其結果ヲ左記様式ニ依リ上司ニ報告  
 スルコト  
 五、活潑年月日時  
 六、活潑區間  
 七、活潑ノ種類  
 八、活潑ノ理由  
 九、活潑ノ結果  
 十、活潑ノ場所  
 十一、活潑ノ時間  
 十二、活潑ノ人員  
 十三、活潑ノ費用  
 十四、活潑ノ成績  
 十五、活潑ノその他事項  
 十六、活潑ノその他事項  
 十七、活潑ノその他事項  
 十八、活潑ノその他事項  
 十九、活潑ノその他事項  
 二十、活潑ノその他事項

一、各該關係府縣ノ地域ヲ管轄トスル運轉事務所長ヲ以テ主任者ト定メ、  
 警務局長ハ付テ該府縣ハ該主任者及副主任者ノ官職氏名ヲ鐵道省地方  
 警務局長主任者ニ通報スルト共ニ本件實施上ノ關係ヲ遂ケ密接ナル連絡ヲ保  
 持シ、  
 二、鐵道局並ニ運轉事務所所在地ニ在リテハ其ノ兩者ノ主任者單ニ運  
 轉事務所ヲ存在スル府縣ニ在リテハ運轉事務所主任者又ハ運轉事  
 務所ノ存在スル府縣ニ在リテハ直近鐵道局又ハ運轉事務所主任者  
 三、  
 四、主任者及副主任者ノ指揮ヲ受ケ時々鐵道構内ヘ入り又ハ列  
 車ニ乗込テ職務上ノ活動ヲ爲シ其結果ヲ左記様式ニ依リ上司ニ報告  
 スルコト  
 五、活潑年月日時  
 六、活潑區間  
 七、活潑ノ種類  
 八、活潑ノ理由  
 九、活潑ノ結果  
 十、活潑ノ場所  
 十一、活潑ノ時間  
 十二、活潑ノ人員  
 十三、活潑ノ費用  
 十四、活潑ノ成績  
 十五、活潑ノその他事項  
 十六、活潑ノその他事項  
 十七、活潑ノその他事項  
 十八、活潑ノその他事項  
 十九、活潑ノその他事項  
 二十、活潑ノその他事項

●主要鐵道省線上ニ於ケル鐵道關係警察事項取扱ニ關スル件施設

一、各該關係府縣ノ地域ヲ管轄トスル運轉事務所長ヲ以テ主任者ト定メ、  
 警務局長ハ付テ該府縣ハ該主任者及副主任者ノ官職氏名ヲ鐵道省地方  
 警務局長主任者ニ通報スルト共ニ本件實施上ノ關係ヲ遂ケ密接ナル連絡ヲ保  
 持シ、  
 二、鐵道局並ニ運轉事務所所在地ニ在リテハ其ノ兩者ノ主任者單ニ運  
 轉事務所ヲ存在スル府縣ニ在リテハ運轉事務所主任者又ハ運轉事  
 務所ノ存在スル府縣ニ在リテハ直近鐵道局又ハ運轉事務所主任者  
 三、  
 四、主任者及副主任者ノ指揮ヲ受ケ時々鐵道構内ヘ入り又ハ列  
 車ニ乗込テ職務上ノ活動ヲ爲シ其結果ヲ左記様式ニ依リ上司ニ報告  
 スルコト  
 五、活潑年月日時  
 六、活潑區間  
 七、活潑ノ種類  
 八、活潑ノ理由  
 九、活潑ノ結果  
 十、活潑ノ場所  
 十一、活潑ノ時間  
 十二、活潑ノ人員  
 十三、活潑ノ費用  
 十四、活潑ノ成績  
 十五、活潑ノその他事項  
 十六、活潑ノその他事項  
 十七、活潑ノその他事項  
 十八、活潑ノその他事項  
 十九、活潑ノその他事項  
 二十、活潑ノその他事項















第三條 隊長ハ擔任警察官鐵道構内ニ立入ルトキハ其ノ身分ヲ證明スヘキ  
 証票及乗車券ヲ呈示セシムルモノトス  
 第四條 主任車掌(若取扱事務車掌乗務ノ列車ニアリテハ同車掌)ハ擔任  
 警察官乗車スルトキハ乗車券ヲ呈示セシメ相互官職氏名、乗車月日、乗  
 車區間等ヲ記載セル左記様式ノ乗車通符券ヲ取交スルモノトス  
 車掌交符ノ場合ハ之ヲ後任者ニ引継クモノトス

(様式)

通符券	所屬駐在名	氏名	三
乗車月日	乗車區間	乗車券	三

二寸五分

一、本券ハ乗務中必  
 ス携帯スヘシ  
 二、本券ハ移動警察  
 事務擔任警察官  
 相互ニ使用シ他  
 ノ目的ニ使用ス  
 ヘカラス

第五條 隊長及擔任警察官ノ乗組マサル列車内ニ於テ警察事故ヲ發見シタル  
 三十分以内及車掌ハ左記様式ノ用紙ニ要項ヲ記載シ最寄警察署(車掌ハ  
 指定警察署ヲ介シ)並ニ地方取扱主任者ニ提出スルモノトス  
 第六條 要項ニ要スルモノトシテ前項ニ依ルノ外其ノ要項ヲ電話又  
 電報ヲ以テ地方取扱主任者ニ通報シ取扱主任者ハ其ノ要旨ヲ警察部取  
 扱主任者並ニ局長主任者ニ報告スルモノトス

(山形管)

表 一

記	備考事項	被害者住所	發生場所	發生日時	列車番號及發生 車種並等級	運轉所長	車掌監	印
山形管内	...	...	...	...	...	...	...	...

第七條 局長ハ本報告ヲ受理シテ其ノ要項ヲ記載シ最寄警察署ニ提出スルモノトス  
 第八條 局長ハ本報告ヲ受理シテ其ノ要項ヲ記載シ最寄警察署ニ提出スルモノトス  
 第九條 局長ハ本報告ヲ受理シテ其ノ要項ヲ記載シ最寄警察署ニ提出スルモノトス  
 第十條 局長ハ本報告ヲ受理シテ其ノ要項ヲ記載シ最寄警察署ニ提出スルモノトス

一、指定警察署

東北管内	秋田、横手、湯川、本宮、二本橋、湯島、湯野、白石、大河原、岩瀬、仙臺、小幸田、石越、一ノ関、水澤、黒澤尻、利根、盛岡、沼宮内、一月、北阿賀、野邊地、青森、四ツ倉、宮岡、浪江、原ノ町、中村、五道、鹽釜、八戸、田名部
山形管内	小野新町、三春、鶴岡、會津若松、津川、真材、赤松、上山、山形、天童、鶴岡、庄、湯澤、横手、大曲、秋田、土崎、鷹ノ巣、大館、大野、弘前、浪岡、長井、柳川、角館、羽後龜田、船川、能代、黒石
福島管内	藤原、川口、若山、鴨子、羽前町、羽後本莊、藤原、藤原、石巻、湯野
茨城管内	柏崎、長岡、三條、新津、沼垂、新潟、東小千谷、新津、村上、小千谷

第六條 前條ノ指定警察署ハ左ノ通トス  
 仙臺管内 白石、大河原、岩瀬、仙臺、小幸田、石越、一ノ関、四ツ倉、宮岡、浪江、原ノ町、中村、五道、石巻、湯島、湯野、古川、若山、鴨子、羽前町、湯島、湯野、三春、小野新町、三春、鶴岡、會津若松  
 山形管内 米澤、赤松、上山、山形、天童、鶴岡、庄、湯澤、横手、大曲、秋田、土崎、鷹ノ巣、大館、大野、弘前、浪岡、長井、柳川、角館、羽後龜田、船川、能代  
 青森管内 水澤、黒澤尻、花巻、盛岡、沼宮内、一月、北阿賀、野邊地、青森、八戸、田名部、大館、大野、弘前、湯野、湯島、湯野  
 新津管内 津川、柏崎、長岡、三條、新津、沼垂、新潟、東小千谷、新津、村上、小千谷  
 第七條 擔任警察官乗組ノ列車ニ於テ警察事故發生シタルトキハ車掌警察官ニ通報シ該事故ノ事實ヲ乗務日誌ニ記載スルモノトス  
 第八條 地方取扱主任者ハ第五條及前條ノ報告ヲ受理シテ本局取扱主任者ニ提出スルモノトス  
 第九條 禁止出版物ノ差押ヘニ關シテハ國有鐵道旅客及荷物運送取扱規則第二百九十四條ニ依リ處理スルモノトシテ若シ列車内ニ於テ差押又ハ差押ヲ要求アリタルトキハ同條ニ依リ處理スルモノトス但シ差押上支隊アリテ引渡を得タルトキハ若シ於テ處理スルモノトス  
 第十條 車掌ハ地方取扱主任者ニ禁止出版物ノ差押ヘリテ差押水官通知一ヲ受ケタルトキハ隊長ハ直ニ所轄警察官ヲ通知シ其ノ手配ヲ爲スモノトス















ハ之ヲ抹消スルコト  
 ロ、甲片ヲ通常司法警察官吏ニ、乙片ヲ取扱主任ニ提出シ丙片ハ控ト  
 ス  
 ハ、被害事實ノ中盤難事故ニ在リテハ被害品ノ形状、品種、色、模様、  
 員数等(現金ハ其ノ總額、金種別員数等)ヲ成ルベク明細ニ記入ス  
 ルコト  
 一、加害者ニ心當リアルトキハ其ノ人相、特徴、推定年齢、著衣等判  
 明スル限リ詳記スルコト  
 第十八條 警察官ヨリ被害品ヲ取付テ警察官長ヘノ報告ヲ仲介シタルト  
 キハ警察官長ニ其ノ要旨ヲ業務日誌ニ記録シ置クベシ  
 第十九條 警察官長ハ列車内ニ於テ發生シタル警察官長ニシテ事件重大ナ  
 リト認メタルトキハ第十五條ニ依ル報告ノ外電話又ハ電報ヲ以テ本局取  
 扱主任ニ通報スベシ  
 第二十條 移動警察官ヨリ禁止出立物取締ノ申出アリタルトキハ運輸課  
 長及荷役係取締係第二種第九十四條ニ依リ處理スベシ  
 第二十一條 禁止出立物ノ引渡又ハ運搬ノ要請アリタルトキハ業務上差  
 支ナク取り扱フベシ之ニ違フコトヲ得  
 第二十二條 移動警察官長ヨリ立入り又ハ列車ニ乗車シタルトキハ警察官  
 長ハ左記様式ノ報告ヲ所屬地方取扱主任(車掌ハ所屬車掌長官長由)ニ  
 提出スベシ

備考  
 イ、移動警察官ヨリ交付ヲ受ケタル通告券ハ本報告ニ添付スルコト  
 ロ、隊長報告ハ適宜記入欄ヲ訂正ノ上記入スルコト  
 第二十三條 地方取扱主任ハ前條ノ報告ヲ一ヶ月毎ニ取讀メ左記様式ニ依ル  
 移動警察官乗車回数調査ヲ作成シ翌月十日迄ニ之ヲ本局取扱主任ニ提出ス  
 ベシ  
 附則  
 大正十二年八月内運輸課放支第一二五八號移動警察事務擔任警察官鐵道  
 管内又ハ列車内ニ於テ職務執行ノ場合其ノ他之ニ關スル取扱方ハ之ヲ廢止  
 ス

〔山形警〕

●移動警察官乗務通告券ノ様式ニ  
 關スル件

昭和八年二月  
 警保局長訓第九號  
 運輸課ノ移動警察官ガ列車ニ乗務シタル際該列車ノ車掌等ト相互ニ交付ス  
 ル乗務通告券ノ様式ハ地方ニ依リ區々ニシテ取扱上不便少カラザル爲鐵道  
 部ニ於テハ車掌ヨリ移動警察官ニ交付スル通告券ノ様式ヲ一定スベキ由ニ  
 付運輸課ニ於テモ將來移動警察官ヨリ車掌等ニ交付スル乗務通告券ノ様式  
 ハ別紙ノ通一定セラルト共ニ之ガ交付ヲ廢止施行セシメラル、兼御配慮  
 相願度候

第五編 刑事 第二章 移動警察

(様式)  
 移動警察官乗車(又ハ入場)報告  
 昭和 年 月 日  
 運輸事務所長 隊長  
 駐在車掌  

月日	列車 番號	乗車區間	所屬官 氏名	記 事

(乙)

記 事	列車 番號	乗務 區間	乗務 年月日	官職 氏名	車掌 所名
		至自	至自 年 年 月 月 日 日		

(甲)

記 事	列車 番號	乗務 區間	乗務 年月日	官職 氏名	運輸 課
		至自	至自 年 年 月 月 日 日		

備考  
 一、様式中央線ノ個所ヨリ切離シ甲片ヲ乗務セル列車ノ車掌  
 ニ、乙片ニハ車掌ヨリ收受シタル乗務通告券ニ依リ夫々必要  
 事項ヲ記入シ置クモノトス



警察官... 偽造、變造、模造貨紙幣... 昭和十三年八月十一日... 警保局長通牒警保局防發甲第四六號

關スル事

第一條ニ於ケル警察事務整理方針ニ基キ首題ノ件左記ノ通りニ改メ別記通牒ヲ廢止致候

第三章 偽造、變造、模造貨紙幣

●偽造、變造又ハ模造ニ係ル貨幣、紙幣、銀行券ニ關スル件

昭和十三年八月十一日 警保局長通牒警保局防發甲第四六號

- 一、偽造、變造又ハ模造ニ係ル貨幣、紙幣及銀行券ニ對シテハ警保局ニ於テ... 二、應府縣ニ於テイテ之ヲ發見者無クモ出テ發見者及ル上他ノ屬紙發見者... 三、鑑定ノ結果假貨(幣又ハ券)ト決定シタル現品ハ應府縣ニ於テ日本銀行... 四、本件ノ犯人ヲ發見シタルトキハ警保局ノ符號制定ニ依リ其發見區域... 五、檢査結果報告書中ニハ鑑定所定ノ符號ヲ明記スル旨ヲ符號制定ノ乘テ制定

第五編 警察 第三章 偽造、變造、模造貨紙幣

Table with columns for 'Year' (年), 'Month' (月), 'Day' (日), 'Location' (場所), 'Type' (種類), 'Quantity' (数量), 'Remarks' (備考). Includes a section for '備考' (Notes) with numbered items.

(備考) 一、統計年報ヲ發セザルヲ以テ各報告ノ正確ヲ期セラレタルニ... 二、既往ノ様式ニ依リ報告用紙ヲ印刷セル向ニアリテハ之ヲ使用シ終リタル後改ムルコト

Table with columns for 'Year' (年), 'Month' (月), 'Day' (日), 'Location' (場所), 'Type' (種類), 'Quantity' (数量), 'Remarks' (備考). Includes a section for '備考' (Notes) with numbered items.

(備考) 一、本表ハ用紙半載ニ一件ヲ記入スルコト... 二、符號ハ警保局制定ノ符號ヲ記入スルコト、但シ現品ヲ添付スル場合... 三、種別ハ銘價及貨幣、紙幣、銀行券ノ別ヲ記入スルコト... 四、現品ハ堅牢ナル小封筒ニ藏メ之ヲ本表ニ緊著シ郵送封筒ノ表皮... 五、從來本表ヲ各應府縣ニ通報シ居リタルモ爾今之ヲ廢止スルコト























































第二十條 府縣廳於六月及七月以前六月分ノ警察指紋原紙ノ指  
 紋採取者數ヲ調査シ別紙第十號様式ニ依リ内務省ニ報告シ其ノ副本ヲ  
 警察指紋原紙保管處ニ送付スヘシ

第二十一條 警察指紋原紙保管處ニ於テハ毎年一月二十三日三十一日ニ於  
 ケル警察指紋原紙對照成績ヲ夫々別紙第十一號様式及第十二號様式ニ依  
 リ調査シ内務省ニ報告スベシ

第二十二條 府縣廳ニ於テハ毎年一月ニ前年中ニ於ケル現場指紋採取及  
 現場指紋ニ依リ犯罪者ヲ確認シタル數ヲ別紙第十三號様式ニ依リ調査シ  
 内務省ニ報告スヘシ

### 警察指紋採取規程取扱手續

昭和九年十二月一日  
山形縣内務部第二號

第一條 警察指紋採取規程(以下規程ト稱ス)第一條乃至第三條ニ依ル警  
 察指紋原紙(以下原紙ト稱ス)及小票ノ作成ハ當該事件ヲ處理シタル警  
 察署長之ヲ爲スヘシ

第二條 警察署長ハ規程第一條第一項各款ニ該當スル者アルトキハ指紋採  
 取ノ重責ヲ担タル爲メ本手續ニ依リ原紙作成ノ有無ヲ刑事課長ニ照合ス  
 ヘシ但シ創傷其ノ他ノ事由ニ因リ指紋又ハ腫脹缺損シタル事明瞭ナルト  
 キハ其ノ旨附加照合スヘシ

第三條 刑事課長ハ前條ノ照合アリタルトキハ直ニ原紙作成ノ有無及前條  
 但書ノ事項ヲ調査シ其ノ結果回答スヘシ

第四條 警察署長ハ前條ニ依リ回答ノ結果原紙ノ作成ナキトキハ規程第一  
 號様式ノ原紙四枚ヲ作成スヘシ但シ規程第一條第一項第二號又ハ第三號  
 ニ該當スル者ニシテ現行犯留置、拘留、檢束等ノ處分ヲ爲サザル者ト雖

〔山形縣〕

モ原紙一枚ヲ作成スヘシ

第五條 警察署長ハ刑事課長ヨリ既ニ原紙作成済ミノ旨回答アリタルトキ  
 ハ規程第一條第一項第一號又ハ第二號ニ該當スル被疑者ニ限リ規程第二  
 號様式ノ小票三枚ヲ作成スベシ

第六條 刑事課長ハ既ニ原紙作成済ミノ場合ト雖モ創傷其ノ他ノ事由ニ因  
 リ指紋又ハ腫脹缺損シ指紋分類番號ニ異動ヲ生シタリト認ムルトキハ當  
 該警察署長ニ對シ再原紙作成方通報スヘシ

第七條 警察署長ハ前條ノ通報ニ接シタルトキハ本手續第四條ニ準シ原紙  
 ヲ作成スヘシ

第八條 警察署長ハ疾病、創傷、其ノ他ノ事由ニ因リ指紋ヲ採取スルコト  
 能ハサルトキハ指紋ノ採取ヲ要セス但シ被疑者其ノ身柄ヲ刑務所ニ收容  
 セラレタルトキハ其ノ旨刑事課長ニ通報スヘシ

第九條 刑事課長前條ノ通報ヲ受ケタルトキハ疾病又ハ創傷等ノ治療ヲ特  
 ナラ指紋ヲ採取スヘシ

第十條 警察署長指紋ヲ採取スルニ當リテハ規程第五條各款及第六條ニ準  
 シスヘシ

第十一條 警察署長指紋ヲ採取シタルトキハ規程第七條原紙記載例ニ準シ  
 直ニ原紙各款ニ所定ノ事項ヲ記載スヘシ

第十二條 原紙裏面ノ送致事件處分結果欄ニ於テハ田所ノ事由ヲ除ク各事項ヲ原紙  
 作成ノ場所ニ於テ遲滞ナク記載スヘシ

第十三條 刑事課長、警察署長ハ指紋採取者ニシテ規程第八條各款ノ一  
 ニ該當スルトキハ規程第四號様式ノ小票三枚ヲ作成スヘシ

第十四條 刑事課長、警察署長ハ指紋採取者ニシテ本署若ハ氏名、員職  
 ヲ生シタルトキ又ハ死亡シタルトキハ規程第五號様式ノ小票三枚ヲ作成  
 スヘシ

〔山形縣〕

第十五條 警察署長ハ作成シタル原紙各小票ニシテ指紋ノ押捺及記載事項  
 ニ過誤ナキコトヲ確認シタル後別紙第五號様式ノ送付書ヲ添付シ速ニ刑  
 事課長ニ送付スヘシ

第十六條 刑事課長前條ノ送付ヲ受ケタルトキハ規程第十條ニ依リ原紙保  
 管處ニ各一枚宛送付スヘシ

第十七條 保管處ニ送付シタル以外ノ原紙ハ遺留原紙トシテ刑事課長之ヲ保管シ管  
 內ノ犯罪捜査ニ利用シ又ハ小票作成ノ資料ニ供スベシ

第十八條 刑事課長ハ保管セル遺留原紙ヲ司法省指紋分類規程ニ依リ分類  
 シ左手分類ノ番號ニ依リ整理保存シ別紙第一號様式氏名索引小票ヲ作成  
 スヘシ

第十九條 刑事課長ハ遺留原紙ニシテ再度採取又ハ重複セル原紙ヲ発見シ  
 タルトキハ規程第十二條各款ニ準シ之ヲ處理スベシ

第二十條 刑事課長ハ指紋採取者ニシテ死亡シ又ハ年齢七十五歳ニ達シ  
 タル者ニシテ保管セル遺留原紙ハ其ノ遺留原紙ハ之ヲ廢棄スベシ

第二十一條 警察署長ニ於テ原紙保管處ニ對シ指紋ノ對照ヲ爲サントスルト  
 キハ現場指紋ヲ除ク外規程第七號様式ノ照會用紙ヲ用ヒ刑事課長ヲ經  
 由スベシ但シ被疑者對照外ニ本署又ハ佐所ヲ有シ至急ヲ要スルトキハ此  
 手續ニテアラス

第二十二條 刑事課長ハ前條照會用紙ヲ接受シタルトキハ直ニ遺留原紙ト對  
 照ノ上得タル資料ヲ通知シ速ニ照會用紙ヲ保管處ニ送致スヘシ

第二十三條 警察署長ハ犯罪ノ調査ニ當リ左ノ場合ニ於ケル指紋ヲ採取シ  
 一、現場ニ押捺セル犯人ノ指紋アルトキ  
 二、犯罪ニ關係アル疑アル疑死者ニシテ身元分明ナラサルトキ  
 三、現場指紋ハ實ニ撮影シテ別紙第二號様式ニ依リ用紙ニ貼付シ送付シタ

### 犯罪手口票取扱規程

昭和十一年六月一日  
内務省訓令第五五五號

第一條 強盜、誘拐又ハ詐欺ニ該當スル犯罪ノ被疑者ヲ檢査シタルトキハ  
 別紙第一號表、第二號表及第四號表ニ依リ別紙第一號様式ノ被疑者原紙  
 (以下原紙ト稱ス)ヲ作成スベシ但シ左ノ各款ノ一ニ該當スル場合ニ  
 於テハ之ヲ作成省略スルコトヲ得

一、別紙第三號表列記手口中各第六欄以下ノモノナルトキ  
 二、犯罪處分ヲ爲シ又ハ不起訴意見ヲ附シ送致セントスルモノニシテ再  
 犯ノ虞ナシト認メタルトキ

第二條 原紙ハ一事件毎ニ一枚ヲ作成スベシ但シ別紙第三號表中犯罪手口  
 ノ「中欄」同欄ノモノ二件以上アルトキハ其ノ主ナルモノニ付之ヲ作  
 成シ他ハ該原紙ノ備考欄ニ其ノ被害年月日及被害者名ヲ記載スベシ

第三條 前二條ニ依リ作成シタル原紙ハ別紙第八號様式ノ送付書ヲ添付シ  
 左ノ區別ニ從ヒ之ヲ指定ノ府縣廳ニ送付スベシ

一、北海道、北海、道廳  
 二、青森、岩手、宮城、秋田、山形及福島ノ各縣ハ宮城縣廳  
 三、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野  
 四、岐阜、愛知及三重ノ各縣ハ愛知縣廳  
 五、富山、石川及福井ノ各縣ハ石川縣廳



- 六、遺失、遺棄、大敗、兵隊、奈良及和歌山ノ各府縣ハ大阪府廳
  - 七、島根、鳥取、岡山、廣島及山口ノ各縣ハ廣島府廳
  - 八、徳島、香川、愛媛及高知ノ各縣ハ香川府廳
  - 九、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及鹿児島ノ各縣ハ福岡府廳
  - 十、沖縄縣ハ沖縄府廳
- 前項ニ依リ指定ヲ受ケタル府縣ハ之ヲ犯罪手口圖ト稱ス  
 犯罪手口圖ニ於テ原紙ヲ受理シタルトキハ左ノ方法ニ依リ之ヲ整理保存スベシ
- 一、別紙第三號表ニ依リ犯罪ノ手口圖ニ分類スルコト
  - 二、犯罪ノ手口圖種ノモノハ年別整理スルコト
  - 三、年別同年ノモノハ身長順ニ整理スルコト
  - 四、身長同長ノモノハ體格ノ大小順ニ整理スルコト
  - 五、原紙整理中同一人ノ同一手口ノ原紙ヲ発見シタルトキハ左ノ各條ニ依リ之ヲ整理スベシ
- 一、原紙表裏面下欄ノ舊原紙氏名欄ニ舊原紙ノ氏名ヲ記載シ同時ニ其ハ左欄原紙整理回数欄ニ其ノ回数ヲ表示スルコト
  - 二、舊原紙ハ前條ニ準シ別ニ之ヲ整理保存スルコト
  - 三、犯罪手口圖ニ於テハ原紙ニ基キ被疑者ノ氏名及異名ノ各ニ付別紙第二號表式ノ被疑者氏名索引ヲ作成シ此名(異名又含ム)ノ五十音順ニ整理保存スベシ
  - 四、府縣廳ニ於テハ被疑者ノ官職ヲ氏名(異名又含ム)ノ五十音順ニ整理スルノ外別紙第三號表式ノ手口圖原紙ヲ作成シ別紙第五號表式ニ依リ整理保存スベシ
  - 五、旅行ノ犯罪執行ノ處アリト認メラルル被疑者ニ付テハ前項ノ外其第一條ニ依リ整理シ原紙ト共ニ之ヲ犯罪手口圖ニ送付スベシ

〔山形〕

- 犯罪手口圖ニ於テ前項ノ官職ヲ受理シタルトキハ別紙第三號表式ノ手口圖原紙ヲ作成シ第四條ニ準シ之ヲ整理保存スベシ
- 一、別紙第三號表式ノ犯罪手口圖中各第六欄以下ノモノアルトキ
  - 二、被疑者生後直ニ犯人ヲ檢挙シタルトキ
  - 三、其ノ他通稱手口圖ノ必要アリト認メタルトキ
- 犯罪手口圖ニ於テ通報原紙ヲ受理シタルトキハ直ニ別紙第三號表ニ依リ手口分類ノ上原紙ト對照シ該官原紙ヲ発見シタルトキハ其ノ旨通報原紙ニ送付シタル官署ニ送附スベシ
- 一、別紙第三號表式ノ對照シタルモ該官原紙ヲ発見セザルトキハ左ノ各條ニ依リ之ヲ整理スベシ
  - 一、他ノ通報原紙ト對照シ同一人ノ犯罪ト認メラルル通報原紙ヲ発見セザルトキハ
  - 二、新報ヲ送リタル通報原紙ハ第四條ニ準シ之ヲ整理保存スルコト
  - 三、通報原紙ニ基キ別紙第五號表式ノ被疑者氏名索引ヲ作成シ第六條ニ準シ整理保存スルコト
  - 四、通報原紙中其ノ被疑者ニ依リ他ノ同種ノ物ト正確ニ識別シ得ルモノアルトキハ別紙第六號表式ノ物品表ヲ作成シ別紙第五號表ニ依リ物品ノ種別及特徴別ニ整理保存スルコト
  - 五、前條第一號ニ依リ同一人ノ犯罪ト認メラルル他ノ通報原紙ヲ発見シタルトキハ左ノ各條ニ依リ之ヲ整理スベシ

〔山形〕

- 一、各通報原紙之ヲ一括整理スルコト同時ニ各原紙ニ付檢査ヲ爲シ犯人、被疑者ノ他犯人識別上新資料ノ獲得ヲ期スルコト
- 二、前條ノ場合ニ於テハ次條所定第七號表式ノ圖面ニ犯行ノ地點ヲ點示シ旅行ノ日時順ニ整理スルコト同時ニ其ノ裏面欄ニ夫々該當事項ヲ記載シ又ハ表示スルコト
- 三、前項第二號ノ圖面ハ犯罪手口圖ニ分類シ犯罪ノ手口同種ノモノアルトキハ裏面ニ記載シタル最後ノ被疑者身長月日順ニ整理保存スルコト
- 四、前項第三號ノ圖面ニ依リ旅行ノ犯罪執行ノ處アリト認メラルルモノハ直ニ該犯人ノ通稱ニ當リ該府縣廳ニ通報シ手配シ被疑ノ檢査、犯人ノ檢査ニ付連絡協同ヲ爲スベシ
- 五、前項第四號ノ圖面ニ於テハ各條ノ事項ニ付照會ヲ爲スコト
- 六、犯罪手口圖ニ依リ該被疑者ノ有無ヲ日誌ニ記載スルコト
- 七、指名被疑者ノ手口内容又ハ親族、知友、職歴、趣味其ノ他原紙面ノ記載事項ニ對シ該被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 八、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 九、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十一、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十二、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十三、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十四、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十五、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十六、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十七、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十八、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 十九、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト
- 二十、指名被疑者ノ有無ヲ檢査スルコト

第五編 刑事 第五章 證據



一、被作成者死亡シタルトキ  
 二、被作成者ノ年齢滿七十五歳ニ達シタルトキ  
 三、其ノ他保存ノ必要ナシト認めタルトキ  
 第二十條 左ノ各號ニ該當スル通報票、被害者氏名索引票、圖面及贓品票ハ犯罪手口票ニ於テ之ヲ廢棄スベシ  
 一、被害者死亡シタルトキ  
 二、公訴ノ時完成シタルトキ  
 第二十一條 犯罪手口票ニ於テ原紙ヲ受理シタルトキハ既存ノ通報票ニ對シテ該當通報票ヲ提出シ原紙ヲ送付シタル處府縣ニ之ヲ交付スベシ  
 第二十二條 處府縣ニ於テハ毎年一月末日迄ニ別紙第十二號様式ニ依リ前年中於ケル原紙、通報票及手口別當原票ノ作成數ヲ調査シ之ヲ内務省ニ報告スベシ  
 第二十三條 犯罪手口票ニ於テハ毎年一月末日迄ニ別紙第十三號乃至第十六號様式ニ依リ前年中於ケル原紙、通報票、手口別當原票及贓品票ノ受取作廢、利用及交付ノ數ヲ調査シ之ヲ内務省ニ報告スベシ  
 第二十四條 本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第二十五條 犯罪手口票以外ノ處府縣ニ於テ當分ノ同章ヲ施行シ便宜トスルニ必要ナルモノハ其ノ事由ヲ具シ之ガ承認ヲ受テ之ヲ施行ス  
 (様式略)

●犯罪手口票取扱規程施行手續

昭和十一年八月十八日  
 山形縣内閣第二號  
 第一條 犯罪手口票ノ取扱ニ關シテハ昭和十一年六月内務省訓第五五五

犯罪手口票取扱規程ニ依リ外本手續ニ依ルベシ  
 第二條 警察署長ハ犯罪手口票取扱規程(以下單ニ規程ト稱ス)第一條及第二條ニ依リ規程第一號様式ノ被疑者原紙(以下單ニ原紙ト稱ス)ヲ作成スベシ  
 第三條 警察署長ハ前條ニ依リ作成シタル原紙ニ規程第八號様式ニ準ジテ付券ヲ添附シ連ニ警察署長ニ送付スベシ  
 第四條 警察署長ハ規程第三號様式ノ被疑者手口別當原票ヲ作成シ警察署長ニ送付スベシ  
 第五條 警察署長ハ前項ノ原紙及通報票ニ關シテ昭和九年十二月一日山形縣内閣第一號當風取扱規程ヲ準用ス但シ當風原票ヲ作成シタル被疑者ニ付テハ同規程第一條ノ作成者略スルコトヲ得  
 第六條 警察署長ハ規程第八條ニ依リ被普通通報票(以下單ニ通報票ト稱ス)ヲ作成シ規程第八號様式ニ準ジテ送付券ヲ添附シ連ニ警察署長ニ送付スベシ  
 第七條 警察署長ハ原紙又ハ通報票添付後記載事項中ニ追加ノ削除、其ノ他訂正ノ必要ト生ジタルトキハ規程第九號様式ニ準ジテ警察署長ニ報告スベシ  
 第八條 警察署長ハ規程第十七條ニ依リ刑事日報ニ記載ヲ必要トスルトキハ各項目別ニ分類シ發行年月日順ニ整理スルコトヲ得  
 第九條 警察署長ハ規程第十九條第一號又ハ同第二十條第一號ニ該當スル

在實ヲ取證シタルトキハ規程第十號様式ニ準ジ連ニ警察署長ニ報告スベシ  
 第十條 被疑者原紙又ハ被普通通報票ヲ作成シタル事件ハ別記様式ノ件名簿ニ記載シ之ヲ整理スベシ  
 第十一條 本手續ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第十二條 昭和七年十二月二十二日山形縣内閣第一號犯罪手口調査内規ハ本手續施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

被疑者原紙作成件名簿様式 (用紙美濃紙)

罪名	犯罪手口票要	被疑者氏名年齢	原紙送付年月日	處分結果摘	要

被普通通報票作成件名簿様式 (用紙美濃紙)

罪名	犯罪手口票要	被疑者氏名年齢	通報票送付年月日	摘要

●指紋及寫眞取扱規程

昭和四年七月  
 山形縣内閣第二號  
 第一條 警察署長ハ其ノ取扱ヒニ係ル被疑者ハ勿論拘留又ハ檢査者全部ノ指紋ヲ第一號様式ニ依リ指紋原紙ニ採取スベシ但シ檢前指紋ヲ採取アル者ハ此ノ限ニ在ラズ  
 第二條 前條ノ指紋原紙ハ同一人ニテ各二葉ヲ作成シ内一葉ハ作成シタル警察署長ニ一葉ヲ警察署長ハ刑事課長ニ關係警察署長ニ其ノ都度送付スベシ  
 第三條 警察署長ハ第二號様式ノ指紋索引簿ヲ備ヘ左手示指ノ指紋價ヲ單トシ一乃至九及〇ノ十一種ニ分類シ指紋原紙ト共ニ整理保存スベシ  
 第四條 刑事課長ハ別ニ定メタル氏名索引小冊ニ依リ指紋原紙ヲ整理保存スベシ  
 第五條 第一條ノ指紋ヲ再採取ニ係ルモノタルトキハ左ノ區別ニ依リ之ヲ處理スベシ  
 一、前條ニ依リ指紋ヲ採取シタル後指紋ト差異アルコトヲ發見シタルトキハ前指紋ヲ廢棄シ更ニ第二條ノ手續ヲ爲スベシ  
 二、指紋原紙記載事項ノ異動ニ違ギタルトキハ關係警察署長ニ他ヲ整理シ其ノ指紋採取者死亡シ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ指紋原紙ヲ保管スルノ要ナキニ至リタルトキハ之ヲ削除スベシ  
 第六條 警察署長ハ指紋採取者死亡シ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ指紋原紙ヲ保管スルノ要ナキニ至リタルトキハ關係警察署長ニ報告スベシ  
 第七條 警察署長ハ刑事課長ハ犯罪ノ捜査ニ當リ左ノ場合ニ於ケル指紋ヲ



採取シ指紋原紙ト對照スベシ

一、現場ニ印取セル犯人ノ指紋アルトキ

二、犯罪ニ關係ノ疑ヒアル被告人ニシテ身元分明ナラザルトキ

警察署長對照ノ結果該指紋ヲ發見セザルトキハ直ニ之ヲ刑事課長ニ送付スベシ

刑事課長ハ警察署長ヨリ指紋ノ送付ヲ受ケタルトキハ指紋原紙ト對照ノ上相當處理スベシ

現場指紋ハ官廳ニ撮影シテ第五號様式ニ依ル用紙ニ貼付シ警察署長ハ其ノ指紋原紙ニ送付スベシ

第八條 警察署長ハ直接ニ判決者又ハ警察署長ニ指紋調査方照會ヲ爲サムトスルトキハ第六號様式ニ依ル指紋照會用紙ニ所定ノ事項ヲ詳記シタル上送付シテ之ヲ爲スベシ

第九條 警察署長ハ其ノ取致ヒタル指紋者ハ勿論拘留又ハ檢束者ニ對シテハ指紋ヲ「ベルチヨン」式七分ノ一ノ正重及側面ノ兩條ニ撮影スベシ但從前撮影シタル事アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 前條寫眞ノ撮影ヲ爲シタルトキハ第三號様式ノ寫眞名票二枚ヲ作成シ一枚ハ撮影シタル場所ニ保管シ他ノ一枚ヲ警察署長ハ刑事課長ニ刑事課長ハ關係警察署長ニ其ノ都度送付スベシ

第十一條 第九條ノ寫眞ニシテ再撮影ニ係ルモノナルトキハ左ノ區別ニ依リ處理スベシ

一、年時異ナル者由ニ因リ相貌ニ變化ヲ來シ前撮影ニ係ル寫眞ト著シテ相違セルヲ發見シタルトキハ前寫眞ヲ廢棄シ前條ノ手續ヲ爲スベシ

二、寫眞各票記載事項ノ異點ニ違フザルトキハ關係警察署長ノ檢査整理シ

警察署長ハ報告スベシ

第十二條 警察署長ハ第四號様式ノ寫眞索引簿ヲ備ヘ「イロハ」順ニ區別シ區別毎番號ニ從ヒ寫眞名票ト共ニ整理保存スベシ

刑事課長ハ別ニ定メタル索引小票ニヨリ寫眞名票ヲ整理保存スベシ

第十三條 警察署長ハ被疑者死亡シ又ハ疾病其ノ他ノ事由ニ因リ寫眞名票ヲ保管スルノ要ナキニ至リタルトキハ之ヲ廢棄スベシ

第十四條 警察署長ハ寫眞名票ヲ整理シ其ノ都度警察署長ニ報告スベシ

第十五條 警察署長ハ第十一條第二號及前條第二項ニ關シ刑事課長ヨリ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ關係警察署長ノ他ヲ整理スベシ

第十六條 第九條ニ依リ撮影シタル寫眞原紙ハ第十條ノ名票ト共ニ刑事課長ニ送付スベシ

第十七條 警察署長ハ第九條ノ寫眞ノ複製ヲ必要トスルトキハ其ノ事由ヲ具シ所要枚數ヲ警察署長ニ請求スベシ

第十八條 警察署長ハ刑事課長ハ犯罪ノ捜査ニ當リ證據保全ノ爲寫眞ノ必要アリト認ムルトキハ被害現場其ノ他ヲ撮影スベシ

第十九條 警察署長ハ於テ前二項ニ該當ル寫眞ヲ撮影シタルトキハ複製ノ上一部ヲ刑事課長ニ送付スベシ

第二十條 警察署長ハ關係警察署長ニ一紙シテ該寫眞事件ノ捜査資料ニ供スベシ

第二十一條 警察署長ハ寫眞ハ關係警察署長ニ一紙シテ該寫眞事件ノ捜査資料ニ供スベシ

第二十二條 刑事課長ハ送付ヲ受ケタル寫眞原紙中刑事課長要視察人アルトキハ必要ニ應ジテ複製ノ上關係警察署長及縣内各警察署長ニ送付スベシ

第二十三條 警察署長ハ第七號様式ニ依ル指紋寫眞月報ヲ毎月作成シ翌月十日迄警察署長ニ報告スベシ

第二十二條 本規程ハ昭和八年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

指紋ニ關スル異狀(缺損其他)ハ全部下ノ備考欄ニ記入スルコト

第二十二條 昭和四年七月三日山形縣内閣第一號指紋及寫眞取致規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

No. 1111		分頁番號		第 號		寫眞番號		原紙番號	
左手 指 小 指 環 指 中 指 示 指					右手 指 小 指 環 指 中 指 示 指				
(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
左手 平 面 押 捺					右手 平 面 押 捺				
山 形 縣		昭和 年 月 日 作成		備 考		作 成 者 印		成 名 作 氏	



○捕房採取ノ事由毎箇單ニ備考欄ニ記入スルコト

姓名	生年	生月	生日	籍貫	職業	住居	起訴		起訴年月日	起訴罪名	起訴場所	起訴結果	備考		
							起訴年月日	起訴罪名							
山田 太郎	昭和	年	月	日	東京府	山田町	起訴	昭和	年	月	日	窃盗	山田町	起訴結果	備考
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

第二號様式

指紋原紙番號	作成年月日	寫眞名票番號	指紋原紙番號	作成年月日	寫眞名票番號
第 號	昭和 年 月 日	第 號	第 號	昭和 年 月 日	第 號
分類番號	分類番號	分類番號	分類番號	分類番號	分類番號
氏名	年月日生	氏名	年月日生	氏名	年月日生

第三號様式

姓名	生年	生月	生日	籍貫	職業	住居	備考
山田 太郎	昭和	年	月	日	東京府	山田町	...

昭和 年 月 日	氏名	番號
日撮影	寫眞名票番號	ノ第 號
氏名	年月日生	



官署名番號	第 號	昭和 年 月 日	分番號	氏名生年	氏名生年
指紋原紙番號	第 號	昭和 年 月 日	分番號	氏名生年	氏名生年
官署名番號	第 號	昭和 年 月 日	分番號	氏名生年	氏名生年
指紋原紙番號	第 號	昭和 年 月 日	分番號	氏名生年	氏名生年

現場指紋保存用紙	指紋原紙	昭和 年 月 日 午 時 分 發生	住所	職名	氏名	指紋採取者	指紋採取場所	指紋採取方法	指紋採取時
----------	------	-------------------	----	----	----	-------	--------	--------	-------

指紋採取場所	指紋採取時	指紋採取方法	指紋採取者
--------	-------	--------	-------

第六編 式

生 地	自 署	訂 正	本 籍	自 署	訂 正	住 所	自 署	訂 正	氏 名	自 署	訂 正	年 月 日	自 署	訂 正
山 東 省														

指紋對照方照會

一、照會先ハ司法省行刑局指紋部、警視廳刑事部鑑識課、大阪府警察部刑事課、福岡縣警察部刑事課ノ内タルコト

二、照會ノ出生地、本籍、住所、氏名、生年月日ノ欄ハ右側ニ自署ヲ記載シテ指紋保存處ニ於テ住所氏名等ヲ添付セルモノヲ發見シタルトキハ其ノ左側ニ訂正記入スルコト

三、指紋採取事由欄ニハ「何月何日何時何分ニ依リ何所ニ於テ採取セルモノヲ發見シタルコト」ト記載スルコト

四、回答ノ前科欄及警察署又ハ検事局ノ處分欄ニハ最終ノ前科又ハ處分ニ記入スルコト

五、其ノ他ノ前科處分欄ニハ前記以外ノ前科（處分）ヲ何所何時（同）計何分（同）ト記入スルコト故ニ其ノ者ノ前科又ハ前處分總數ハ同計ト前記記載ノ前科（處分）ヲ合シタルモノタルコト

六、警察署又ハ検事局ノ處分欄中處分欄ニハ起訴檢査處分等ノ別ヲ記載スルコト







山形	秋田	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	高松	愛媛	高知	福岡	佐賀	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----

### 第六章 留置人其ノ他

#### ●留置人取扱規則

明治二十九年一月  
警規第二號

第五 留置人ニ係ルモノ  
第一條 此規則ニ於テ留置人ト稱スルハ左ニ掲タル者ニシテ警察官署ニ留置スル者ヲ云フ  
一 刑事被告人  
二 裁判所所在地ニシテ裁判所ニ於テ審問中留置スル刑事被告人  
三 換刑又ハ拘留ノ期ニ處セラレタル者  
第二條 新ニ留置スル者アルトキハ其場内ニ於テ署長(分署長)立會ノ上進テテ身被服等ヲ検査セシメ危險ノ虞アルモノハ換替ヲ禁スヘシ但署長(分署長)事故アルトキハ警部巡查部長ヲ立會ハシムルコトヲ得  
第三條 第二項ニ掲タル留置人ニ在テハ檢事ノ聲明アルニテラテレハ留置スルコトヲ得ス  
第四條 留置人ニシテ第三條ニ掲タル女子トシテ換替スルトキハ親屬故舊等ニ引渡スヘシ  
第五條 留置ノ際ハ別紙様式ノ留置人名簿ニ登錄スヘシ  
第六條 留置場ハ其區畫ニ依リ刑事被告人ハ共犯ト別置シ又男女ハ勿論既  
別者ト決テ決テハ換替セシメサルヲ要ス  
第七條 留置人所持ノ金銀物品ハ留置ノ際署長(分署長)立會ノ上留置人ノ面前ニ於テ點檢シ留置人名簿ニ登錄シ署名捺印若クハ捺印セシメ署長(分署長)捺印ノ上保管スヘシ但保存ニ堪ヘキモノハ留置人ノ家屬ヲ得テ之ヲ公賣シ其代金ヲ保管スルコトヲ得

第五編 刑事 第六章 留置人其ノ他

〔山形〕

〔山形〕

留置ノ金銀物品ヲ下付スルトキハ捺印ヲ取リ置タヘシ  
第八條 留置中差入レテ許可シタル物品ニシテ領置スルモノアルトキハ前條ニ準テ取扱フヘシ  
第九條 釋放ノ際署長(分署長)ハ名簿ニ照シテ其氏名ヲ同紙シ釋放スル時ヲ首渡スヘシ但刑事被告人ニシテ放免保釋及資付スヘキ者アルトキ亦同シ  
第十條 第一條第三項ニ該當スル者ノ放免期日ハ留置場署長(分署長)ニ於テ之ヲ調査シ檢算ニ記入シ仍ホ之ヲ留置人ニ告知スヘシ  
第十一條 留置人ヲ檢査移送スルトキハ囚人護送心得ニ依ル  
第十二條 満期トナラタル者ヲ釋放スルニハ其満期ノ翌日午前十時ヲ過タヘカラス  
第十三條 留置場ノ取締ハ署長(分署長)ノ指揮ヲ受ケ警部巡查部長之ヲ主管シ進テテ看守セシムヘシ  
第十四條 署長(分署長)警部巡查部長ハ日夜不時ニ留置場ヲ巡視スヘシ尤モ留置人拘置中ハ少ナクモ二日ニ一回場内ヲ精査ニ検査スヘシ  
第十五條 留置場ノ檢査ハ其製式ヲ一ニシテ之ヲ一定ノ場所ニ置キ警部又ハ巡查部長之ヲ保管シ其開閉ハ看守巡查部長ヲ取裁ハシムヘシ但警部巡查部長在ラサルトキハ看守巡查部長(以上ヲ云フ)ノ立會アルヲ要ス若シ上官在ラサルトキハ巡查部長立會ハシムルモ妨ケナシ  
第十六條 留置人ニ對シ看守上特ニ注意ヲ要スルモノアルトキハ其程度看守ニ指示スヘシ  
第十七條 看守巡查交代ノトキハ留置人ノ員數ヲ其名簿ニ照シテ點檢シタル後受渡ヲ爲シ前條特ニ注意ヲ要スルモノアルトキハ其前申渡ヲ爲スヘシ  
第十八條 看守巡查ハ左ノ項目ニ從ヒ留置人ヲ取扱若シハ異狀アルコトヲ



留置人トキハ即時上官ニ申告スヘシ  
 一 留置人ヲ房外ニ出ストキハ腰圍ヲ施シ背後ヨリ警護スヘシ但特ニ逃  
 走ノ虞アルトキハ手錠ヲ施スカ又ハ他ノ逃去ト共ニ警護スヘシ  
 二 特別注意ヲ要スル者ハ精査其罪動ニ注意スヘシ  
 三 廁所ト該館通廊ヲ禁スヘシ  
 四 放歌喧嘩其他擾亂ノ言行ヲ禁スヘシ  
 五 査問進リニ聽取セシムヘカラス  
 六 房外ニ出テタルトキハ他人ト遊リニ交談セシムヘカラス  
 七 夜間ハ帳房ヲ止トシテ遊リニ談話發聲セシムヘカラス  
 八 高聲ニ談話セシムヘカラス  
 第十九條 常食ハ看守巡査ニ於テ檢査シ腐敗シタルモノト認ムルトキハ署  
 長ニ申告シ指揮ヲ受クヘシ  
 第二十七條 看守職務上ニ關スル外遊リニ留置人ト言語ヲ禁スヘカラス  
 第二十八條 水災風災等非常ノ變災アルトキハ署長(分署長)ハ留置人ヲ他所  
 ニ押送シ避難ノ處分ヲ爲スヘシ  
 第二十九條 留置人疾病ニ罹リタルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ醫藥ヲ加ヘシメ  
 又死亡シタル者アルトキハ署長(分署長)ニ於テ檢視ヲ送ケ親屬故舊ヘ交  
 信ノ手續ヲ爲スヘシ  
 第三十條 留置人ニシテ借書ヲ發センコトヲ請フトキハ署長(分署長)檢閱  
 之上之ヲ許可スヘシ但シ郵稅ハ自辨トス  
 第三十一條 第二項ニ該當スル者ニ係ル借書ノ往復ハ總テ當該裁判官ノ檢閱ヲ  
 經ルヲ要ス  
 第三十二條 留置人ニ接見スルヘキ飲食物ハ必要ノモノニ限リ一日三四一人  
 一食ニ限リ許可スルコトヲ得  
 飲食物ハ警部巡査部長檢査ノ上故障ナキモノニ限リ署長(分署長)之ヲ許  
 可スヘシ

〔山形警〕

傳染病者アルトキハ直チニ隔離シ嚴ニ消毒ヲ爲シタル上其旨報告スヘシ  
 第三十二條 傳染病流行ノ際ハ飲食物ノ差入ヲ停止スルコトヲ得  
 第三十三條 第一條第二項ノ被告人ヲ留置スヘキ警察署ニ於テ本則ノ外額  
 本其取扱ノ手續ヲ定メントスルトキハ認可ヲ受クヘシ

〔山形警〕

香號	認署長印	認立會印	留置人認印	送付及放取印	姓名	留置人姓名	食糧給與數及代價		自午至日		看守姓名	姓名
							月	日	時	時		

第五編 刑罰 第六章 留置人其ノ他

第二十二條 留置人現行ノ法律命令ヲ背ンコトヲ請フトキ之ヲ許ス又書籍  
 等ハ領置若クハ差入レタルモノニシテ差支ヘナキモノニ限リ之ヲ許可ス  
 但新聞紙時事ノ論說ヲ記載シタルモノハ此ノ限ニ在ラス  
 第二十三條 留置人ニ書籍、書籍、用紙、衣類、臥具其他必要ノ物品ヲ差入  
 レンコトヲ請フモノアルトキハ署長(分署長)檢閱ノ上差支ナキモノニ限  
 リ許可スルコトヲ得  
 第二十四條 留置人ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ署長(分署長)其事  
 由ヲ問ハシ差支ナキモノニ限リ警部巡査部長立會ノ上三十分間以内面接  
 セシムルコトヲ得但警察官署ニ於テ取調中ニ係ル刑事被告人ナルトキハ  
 主任官ノ立會アルヲ要ス  
 第二十五條 留置場ノ内外ハ常に清潔ニ掃除スヘシ  
 留置場内ノ開閉放ニ便毒ハ度數ヲ定メテ掃除シ常に清潔ナラシムヘシ  
 第二十六條 留置人ノ臥具等ハ常に清潔ナラシメ時々大氣ニ晒スヘシ  
 第二十七條 留置場ハ時々空氣ヲ交換シ夏季ニ在テハ空氣ノ流通ヲ善クシ  
 冬季間ハ防寒ノ設備ヲ爲スヘシ  
 第二十八條 第一條第一項ヲ除ク外留置人ハ毎日一時間以内場外ニ於テ  
 運動ヲ許スヘシ運動ノ際ハ腰圍ヲ施シ嚴ニ看守ヲ爲スヘシ但逃走ノ虞ア  
 ル者ハ手錠ヲ施スコトヲ得  
 第二十九條 前條ノ留置人ハ六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一次十月ヨリ五  
 月マテ十日毎ニ一次入浴セシムヘシ但入浴場ナキ場所ハ適宜宜浴セシム  
 ルモ妨ケナシ  
 第三十條 留置人ノ親屬故舊等ヨリ洗濯ノ爲メ衣類ノ下附ヲ請フトキハ之  
 ヲ許可スルコトヲ得  
 第三十一條 傳染病流行ノ兆アルトキハ特ニ豫防ヲ慎密ニシ若シ留置人中

左記ノ食品悉皆御下渡相成正ニ受取候也	年 月 日	氏 名
一 金何圓何拾錢		
一 何々		
一 何々		
合計		
前記食品ノ内左記ノ通り御下渡相成正ニ受取候也	年 月 日	氏 名
一 金何圓何拾錢		

●留置人書留簿ノ件

昭和三十三年四月 部長訓第一一號  
 本年三月可法省令第四號ニ依リ監獄費ヨリ償還ヲ受クヘキ費額請求ノ費ニ依  
 ルノ必要有之ニ付別紙様式ノ留置人書留簿ヲ設ケ其ノ時々記入シ前月分ノ  
 入監日數其ノ他精査取調左ノ書式ニ依リ翌月五日限リ報告セラルヘシ



(留置簿様式)

留置人番留簿	入監月日	出監月日	入監日数	食給區別	同上食数	摘要	住	所	留置人名
●	四月一日	四月五日	五日	四月一日至四月五日	一二	何々逮捕ニ付拘留又ハ何々逮捕ニ付罰金若ハ科刑ノ換刑拘留又ハ何々犯罪事被告入留	何府縣何都市何町村大字	何ノ誰	何人
〃	何何日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(報告書式)

何月分入監日数共ノ他報告書	入監月日	出監月日	入監日数	摘要	住	所	留置人名
〃	四月一日	四月五日	五日	留置人番留簿ノ何府縣何都市何町村大字	〃	何ノ誰	何ノ誰
計	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

一金何拾銭 被服費(布圍洗濯料又ハ何々料)  
 一金何拾銭 運搬費(衣服洗濯料又ハ何々料)  
 右及報告費也 最上 西置賜郡署ニ必要アリ)

(山形書)

明治何年何月五日  
 警察部長 山形縣警察部長氏名取  
 前月中給致ノ外購入又ハ修繕ヲ要セシモノオキトキハ給費ノ次ニ但シ備品費共ノ他支拂ヲ要スルモノナシト記スヘシ  
 又入監人皆無ナルトキハ其旨報告スヘシ  
 入監日数共ノ他報告ノ際ハ留置人番留簿ト照査シ違算ナキヲ證スル爲

警察官署附屬留置場監獄ニ代用

警察官署附屬留置場監獄ニ代用

明治四十一年十月  
 警察官署附屬留置場監獄ニ代用シ得ルコトト相成候處右留置場ハ監獄ノ設備完全ナラス且ツ常ニ狭隘ヲ感シ居候ニ付監獄ヲ若クハ身役場留置ノ旨ヲ受ケタル者ハ監獄ニ押送前又ハ押送後同モノヲ其刑期又ハ留置期ノ終了スルモノ若クハ身役ノ状況ニ依リ監獄ニ押送シ得タル場合ノ外他ヲ監獄ニ押送シ警察官署ニ附屬スル留置場ニ入獄留置セサル取計ヲヘシ

假出獄取締細則

明治四十一年九月十日  
 司法省令第二十五號

第一條 假出獄ヲ許サレタル者ハ住居ノ地ヲ管轄スル警察官署ノ監督ヲ受ケルコトヲ要ス

第二條 假出獄ヲ許サレタル者ヲ釋放スルトキハ監獄ハ住居ノ地ニ到着スヘキ日ヲ定メ之ヲ證明シ記載ス可シ

第三條 假出獄ヲ許サレタル者ハ前項ニ依リ證明シ記載セラレタル日ニ監督警察官署ニ出頭シ證明シ記載シ受テ可シ若シ旅行日数ニ涉ルトキハ警察官署所在ノ地ニ出頭シ其警察官署ニ出頭シ證明シ記載シ受テ可シ

第四條 假出獄ヲ許サレタル者天災、疾病其他ノ事故ニ由リ前條ノ規定ニ従フコトハナルトキ又ハ其處アルトキハ遲滞ナク其事由ヲ警察官署ニ證明シ證明書ヲ受テ可シ

第五條 證明書ハ監督警察官署ニ提出シテ證明ヲ受テ可シ

(山形書)

第六條 監獄ノ長監獄ヲ交付シタルトキハ其旨ヲ假出獄ヲ許サレタル者ノ住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察、刑ノ旨渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察及ヒ監督警察官署ニ通報ス可シ

第七條 假出獄ヲ許サレタル者三日以上十日未満ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ監督警察官署ニ其事由、行先地及ヒ旅行日数ヲ届出ツ可シ

第八條 假出獄ヲ許サレタル者住居ヲ轉移シ又ハ十日以上ノ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日数ヲ記載シテ監督警察官署ノ許可ヲ請フ可シ

第九條 住居ノ轉移又ハ十日以上ノ旅行ヲ許可シタルトキハ監督警察官署ハ旅券ヲ交付ス可シ但監督警察官署ノ管轄區域内ニ住居ヲ轉移スル場合ハ此限ニ在ラス

第十條 第二條及ヒ第三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 住居ノ轉移ヲ許可シタルトキハ監督警察官署ハ其旨ヲ第四條ノ檢察、監獄並ニ新ナル住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察及ヒ警察官署ニ通報ス可シ

第十二條 前項ノ場合ニハ關係書類ヲ新ナル監督警察官署ニ送致ス可シ

第十三條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ニ旅行ヲ爲サントスルトキハ其事由、行先地及ヒ旅行日数ヲ記載シ監督警察官署及ヒ證明ヲ交付シタル監獄ヲ經由シテ司法大臣ノ許可ヲ請フ可シ

第十四條 監督警察官署及ヒ監獄ハ事實ヲ調査シ意見ヲ付ス可シ

第十五條 假出獄第二項及ヒ第三項ノ規定ハ旅行ヲ許可セラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 假出獄ヲ許サレタル者帝國外ノ旅行ヲ許可セラレタルトキハ監督警察官署ハ其旨ヲ第四條ノ檢察ニ通報ス可シ

第十七條 假出獄ヲ許サレタル者旅行ヲ爲シタル場合ニ於テ住居ノ地ニ歸者シタルトキハ遲滞ナク監督警察官署ニ出頭シ旅券ヲ還納ス可シ







(表) (四)

假出獄證書

府縣市區町村番地(本籍地ニ假出)  
 氏名 年月日生

刑名刑期  
 (明治) 年 月 日ヨリ執行  
 (明治) 年 月 日刑期終了  
 假出期間 年 月 日自(明治) 年 月 日  
 (明治) 年 月 日ニ住居ノ地  
 一 到着ス可シ  
 假出獄ヲ許サレタルヲ以テ此證書ヲ附與ス

(明治) 年 月 日

某監獄  
 典獄氏  
 名印

六寸五分

(山形書)

(裏) (四)

一、假出獄者ノ心算ニシテ、  
 二、假出獄ノ期日、  
 三、假出獄ノ場所、  
 四、假出獄ノ期間、  
 五、假出獄ノ費用、  
 六、假出獄ノ監督、  
 七、假出獄ノ報告、  
 八、假出獄ノ記録、  
 九、假出獄ノ検査、  
 十、假出獄ノ処分、  
 十一、假出獄ノ執行、  
 十二、假出獄ノ完了

(表) (三)

少年假釋放證書

府縣市區町村番地(本籍地ニ假出)  
 氏名 年月日生

刑名刑期  
 (明治) 年 月 日ヨリ執行  
 (明治) 年 月 日刑期終了  
 假釋放期間 年 月 日自(明治) 年 月 日  
 (明治) 年 月 日ニ住居ノ地ニ到着ス可シ  
 假釋放ヲ許サレタルヲ以テ此證書ヲ附與ス

(明治) 年 月 日

何刑務所長 氏  
 名印

六寸五分

(山形書)

(裏) (三)

一、少年假釋放者ノ心算ニシテ、  
 二、少年假釋放ノ期日、  
 三、少年假釋放ノ場所、  
 四、少年假釋放ノ期間、  
 五、少年假釋放ノ費用、  
 六、少年假釋放ノ監督、  
 七、少年假釋放ノ報告、  
 八、少年假釋放ノ記録、  
 九、少年假釋放ノ検査、  
 十、少年假釋放ノ処分、  
 十一、少年假釋放ノ執行、  
 十二、少年假釋放ノ完了



(第三號書式)

(用紙厚紙、紙質適宜)

假出獄證票

府縣郡市町村書地 (本籍地位ニ假出) (場後住居ノ地)

氏名 年月日生

拘留又ハ勞務場留置期間

〔明治〕年 月 日ヨリ執行

〔明治〕年 月 日滿期

假出獄期間 年 月 日自〔明治〕年 月 日

假出獄ヲ許サレタルヲ以テ此證票ヲ附與ス

〔明治〕年 月 日

某重懲 氏 名印

〔山形書式〕

(第四號書式)

(用紙厚紙、紙質適宜)

假出獄證票

本籍地 居住地

氏名 年月日生

刑名刑期

昭和 年 月 日ヨリ執行

昭和 年 月 日刑期終了

假出獄期間 年 月 日自昭和 年 月 日

昭和 年 月 日ニ住居ノ地ニ到着ス可シ

假出獄ヲ許サレタルヲ以テ此證票ヲ附與ス

昭和 年 月 日

何刑務所長 氏 名印

記事及 保護司ノ認印

〔山形書式〕

●假出獄者取扱手續

明治四十一年十二月 知事訓第四〇號

第一條 監督警察官署ハ第一號書式ノ假出獄者名簿ヲ備ヘ假出獄ヲ許サレタル者ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ登録スヘシ

第二條 假出獄ヲ許サレタル者監督警察官署ニ出頭シ職業及ノ他生計ニ關スル申述ヲ爲シタルトキハ監督警察官署ハ之ヲ前條ノ名簿ニ記入シ且出頭表ニ出頭ノ月日ヲ記入シ認印スヘシ

第三條 監督警察官署ハ假出獄ヲ許サレタル者ニ對シ正業ニ就キ旅行ヲ保ダシムル爲メ時必要ナル訓示ヲ爲スヘシ

第四條 警察官署ニ於テ滞在證明書下付ノ出頭ヲ受ケタルトキハ其ノ事實ヲ調査シ之ヲ交付スヘシ

第五條 證明書ヲ提出シタルトキハ監督警察官署ハ事實ヲ調査シタル上之ニ認印ヲ爲スヘシ

第六條 監督警察官署ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者ノ住居移轉又ハ十日以上ノ旅行ヲ許シタル者ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者ノ住居移轉又ハ十日以上ノ旅行ヲ許シタル者ニ於テ假出獄ヲ許サレタル者ニ通報スヘシ

第七條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第八條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第九條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十一條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十二條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十三條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十四條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十五條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十六條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十七條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十八條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第十九條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ

第二十條 假出獄ノ期間中ニ監督警察官署ニ通報スヘシ



第五編 刑罰 第六章 假出獄人共ノ條

第七條 監獄長官若シテ主務官ニシテ假出獄ヲ許シタル者ノ行狀ノ良否、職業ノ種別及他否、生活ノ狀況、親族トノ關係其ノ他ノ事項ニ付常ニ觀察ヲ爲サシメ三月毎ニ之ヲ報告書ヲ撰スヘシ

第八條 監獄長官若シテ假出獄ヲ許シタル者逃走シ又ハ所在不明トナラザルトキハ迅速ニ之ヲ追索シ手配ヲ爲スヘシ

第九條 假出獄ヲ許シタル者ニ交付スヘキ旅券及證明書ハ左ノ條形ニ依ルヘシ

第十條 明治四十一年可決會令第二十五號假出獄規則第六條第二項、第七條、第八條第二項第三項、第十二條第二項末段、第十三條第二項、第十四條、第十五條第一項、第十六條及第二十條ノ規定ハ陸海軍監獄令第三條又ハ海軍監獄令第二條ニ記載シタル身分ヲ失ヒタル者ノ取扱ニ關シテモ之ヲ準用スヘシ但シ追索其ノ他ノ關シテハ左記各條ニ依リ取扱フヘシ

一 司法大臣ニ申報スヘキ事項ハ之ヲ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ申報スヘシ

二 監獄ヲ交付シタル監獄ニ通報スヘキ事項ハ之ヲ交付シタル陸海軍ノ監獄長ニ通報スヘシ但シ陸海軍ヲ交付シタル監獄長下ハ海軍ニ在リテハ陸軍ニ旅行ニ關シテ記載ヲ爲シタル監獄長トス

三 假出獄ヲ許シタル者ニ十月以上ノ旅行ヲ許可シタルトキハ之ヲ陸海軍ノ監獄長及住居地ヲ管轄スル地方裁判所連署ニ通報スヘシ

四 正業ニ就キ若シテ保身シタル爲ニ必要ナル行爲ヲ命ジタルトキト雖住居ノ地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察ニハ之ヲ通報スルコトヲ要セス

五 假出獄ヲ許シタル者ノ監獄ヲ他ニ委任スルトキト雖陸海軍ノ監獄長ノ意見ヲ聽クコトヲ要セス

六 假出獄ヲ許シタル者刑罰法第二十九條第一項ニ該當スルコトヲ知リ

〔山形縣〕

年 月 日	通知 書號	監獄 交付 款	裁判 所決	假出 期間	刑罰 起算	刑罰 罪名	犯 罪 數	本籍 地 假出 後 住居 地 氏 名 生 年 月 日 身 分	保 護 者 住 所 氏 名 職 業 生 年 月 日 假 出 關 係	事 由 (逃走住所不明、犯罪等ノ事故)

之ヲ申報スルトキハ陸海軍ノ監獄長ヲモ經由スヘシ

本編定ハ書刑罰法ノ規定ニ依リ假出獄ヲ許シタル者其期間中ニ在リテモ之ヲ追索ス

第一號様式

九四

申請書表

年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日	明 治 年 月 日

〔山形縣〕

領 要 ノ 案 照	假出獄者名簿及索引ハ普通監獄ニ於テ監獄ヲ交付シタルモノトシ	海軍監獄ニ於テ監獄ヲ交付シタルモノトシ

第五編 刑罰 第六章 假出獄人共ノ條

九五



第五編 通事 第六章 留置人共入給

第一條形 (住居移轉者ニ交付スルモノ) 用紙島ノ子 縦五寸横七寸

假出獄者旅券

府縣市区町村番地 (本籍地並ニ假出) 氏名 年月日生

一 姓名 氏名

二 假出期間 年 月 日 至 明治 年 月 日

三 旅行許可 年 月 日 至 明治 年 月 日

四 旅行先地名

明治 年 月 日迄ニ移轉先ニ到着スヘシ

假出期間満期第六條ニ依リ此旅券ヲ交付ス

警察署 (分署) 長 官印 氏名

注意事項

一 旅行途中宿泊セントスルトキハ警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ケ

二 途中天災疾病其ノ他ノ事故ニ依リ豫定ノ旅行ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ其ノ度アリタルトキハ返滯ナク其ノ事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ケ行先地ニ到着シタルトキハ警察官署ニ提出スヘシ

三 旅行中同一ノ場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ケ

四 旅行中此トキハ行先地ニ到着シタルトキハ返滯ナク此ノ旅券ヲ返納スヘシ

五 此ノ旅券ヲ毀損亡失シタルトキハ返一所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

〔山形縣〕

認印表	警察署 (分署)	明治 年 月 日	町村番地	認印
	同			
	同			
	同			

第二編 旅行券ニ交附スルモノ

一 旅費債権者 (旅費債権者ニ對シテ) 氏名 年月日生

二 旅行先地名

明治 年 月 日 至 明治 年 月 日

三 旅行許可 年 月 日 至 明治 年 月 日

四 旅行先地名

明治 年 月 日迄ニ移轉先ニ到着スヘシ

假出期間満期第六條ニ依リ此旅券ヲ交附ス

警察署 (分署) 長 官印 氏名

注意事項

一 旅行途中宿泊セントスルトキハ警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ケ

二 途中天災疾病其ノ他ノ事故ニ依リ豫定ノ旅行ヲ爲スコト能ハサルトキ又ハ其ノ度アリタルトキハ返滯ナク其ノ事由ヲ警察官署ニ具申シ證明書ヲ受ケ行先地ニ到着シタルトキハ警察官署ニ提出スヘシ

三 旅行中同一ノ場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭シ認印ヲ受ケ

四 旅行中此トキハ行先地ニ到着シタルトキハ返滯ナク此ノ旅券ヲ返納スヘシ

五 此ノ旅券ヲ毀損亡失シタルトキハ返一所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

第五編 通事 第六章 留置人共入給

認印表	警察署 (分署)	明治 年 月 日	町村番地	認印
	同			
	同			
	同			



第三節 海外旅行者ニ適用スルモノ

出立後マシテハ...

姓名	...
出生年月日	...
旅行許可年月日	...
...	...

警察署(分署)長 官氏 名印

第四節 假田取者滞在證明書

滞在ノ事由	...
滞在ノ場所	...
滞在ノ期間	...
...	...

警察署(分署)長 官氏 名印

假出獄取締細則ニ依リ交付ス

姓名	...
...	...
...	...

假出獄取締細則ニ依リ交付ス

假出獄取締細則ニ依リ交付スニハ...

姓名	...
...	...
...	...

警察署(分署)長 官氏 名印



一旅行中同一場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭スヘシ  
 一旅行ヲ止メ又ハ行先地ニ到着シタルトキハ還滞ナク其ノ旅券ヲ返納スヘシ  
 一此ノ旅券ヲ毀損亡失シタルトキハ速ニ所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

認印表	同	同	同
警察署(分署)	同	同	同
(明治)年 月 日	同	同	同
府縣郡市町村	同	同	同
地某方	同	同	同
印	同	同	同

〔山形〕

第二條形(旅行中) 旅行中ニ交附スルモノ

假出獄者旅券  
 府縣郡市町村番地(本籍地ニ假出) 族 氏 年 月 日生  
 假出獄取納規則第八條ニ依リ此旅券ヲ交附ス  
 警察署(分署)長 官 氏 名 印  
 年 月 日  
 旅行中同一場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭スヘシ  
 一旅行ヲ止メ又ハ行先地ニ到着シタルトキハ還滞ナク其ノ旅券ヲ返納スヘシ  
 一此ノ旅券ヲ毀損亡失シタルトキハ速ニ所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

(西表)

〔山形〕

第三條形(帝國外旅行者) 交附スルモノ

假出獄者旅券 (本旅券ノ效力ハ帝國内ニ限ルモノトス)  
 府縣郡市町村番地(本籍地ニ假出) 族 氏 年 月 日生  
 假出獄取納規則第八條ニ依リ此旅券ヲ交附ス  
 警察署(分署)長 官 氏 名 印  
 年 月 日  
 旅行中同一場所ニ一月以上滞在スルトキハ其ノ地ヲ管轄スル警察官署ニ出頭スヘシ  
 一旅行ヲ止メ又ハ行先地ニ到着シタルトキハ還滞ナク其ノ旅券ヲ返納スヘシ  
 一此ノ旅券ヲ毀損亡失シタルトキハ速ニ所在警察官署ニ出頭具申スヘシ

用紙寸法同上

(西表)

認印表	同	同	同
警察署(分署)	同	同	同
(明治)年 月 日	同	同	同
府縣郡市町村	同	同	同
番地某方	同	同	同
印	同	同	同

(西表)



















第十二條 押送ス可キ四人及刑事被告人ノ員數ハ一時ニ凡ソ十名以内トス押送者官吏ノ遺棄ヲ押送者五人毎ニ一人ヲ附スルハシ...

第十三條 押送中ハ被押送者ハ先行セシメ押送者ハ其左側ニ在テ一歩ノ距離ヲ取...

第十四條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第十五條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第十六條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第十七條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第十八條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第十九條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十一條 明治二十九年一月十五日警視第一號四人護送心得ハ本心得施行...

第二十二條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十三條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十四條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十五條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十六條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十七條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十八條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第二十九條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

軍衛間囚人及刑事被告人押送規

第一條 囚人及刑事被告人ノ押送ハ陸軍ニ於テハ陸軍監獄官若シテ海軍ニ於テハ海軍監獄官若シテ...

第二條 囚人及刑事被告人ノ押送セントスルトキハ被送者官衛ニ於テ押送状ヲ作り被送者ニ關スル必要ナル書類ヲ添へ被送者ト共ニ押送者ニ交...

第三條 押送中ハ被押送者ノ本住所所屬身分氏名年齢 刑名刑期又ハ被送者外人相違者用被送者所持品送貨物品目録等ヲ記載スル...

第四條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第五條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第六條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第七條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第八條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第九條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第十條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十一條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十二條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十三條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十四條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十五條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十六條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十七條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十八條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第三十九條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...

第四十條 押送中ハ被押送者ノ傷病疾病其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ押送者ハ押送者ニ依リ...







第六編  
衛生

保 防 醫 雜

健 疫 務 件







第七條 市町村は水道管ハ午前八時ヨリ午後五時迄ノ内ニ於テ家庭内ノ給水用具ヲ検査スルコトヲ得但水道管ハ其設置ヲ指導スヘシ

第八條 市町村は水道管ノ検査ニ依リ家庭内ノ給水用具不完全ナリト認めルトキハ検査ノ期日ヲ定メテ之ヲ修繕ヲ爲サシムヘシ

第九條 市町村は其修繕ヲ爲スルトキハ市町村長於テ之ヲ修繕シ其費用ヲ徴収スルコトヲ得

第十條 市町村は家庭内給水用具ノ設置又ハ其修繕ヲ了ラセルトキハ市町村長ノ水道管ヲ検査スヘシ水道管ハ速ニ之ヲ検査スヘシ

第十一條 市町村ハ一家専用ノ給水用具ヲ設ケル能ハサルモノハ爲メニ共用給水器具ヲ設ケヘシ

第十二條 市町村ハ消防用ノ爲メニ消火栓ヲ設置スヘシ消防用ニ消費シタル水ハ水料ヲ徴収スヘカラス

第十三條 市町村ハ井ヲシテ企業者ノ有シタル水道ニシテ許可年限ヲ満了シタル後ハ關係市町村ハ水道布設ニ要シタル費用ヲ支拂ヒ其水道及水道管ニ必要ナル土地物件ヲ買収スルコトヲ得但水道及水道管ニ必要ナル土地物件ニシテ有設置時ニ比シテ價格ヲ減價シタルモノアルトキハ水道管ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

第十四條 市町村ハ前項費用ノ範圍及金額ニ關シ當該市町村ト企業者トノ間ニ争アルトキハ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十五條 市町村ハ井ヲシテ企業者ノ有シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認めルトキハ許可年限ヲ満了前ト雖モ之ヲ買収スルコトヲ得

第十六條 市町村ハ前項ノ買収價格ハ關係市町村トキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村又ハ市町村ニ非

〔山形縣〕

### ●私設水道布設許可申請取扱方心得

大正二年五月 内務省訓令第十四號

第八條乃至第十六條ニ於テ市町村及市町村長トアルハ市町村以外ノ企業ニ係ル場合ニハ其ノ企業者ニ之ヲ準用ス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (大正十年法律第五十六條)  
本法施行ノ期日ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム 大正十年七月三日第三十三號ヲ以テ八月一日ヨリ施行

第九條 市町村ハ必要ナル土地物件ヲ買収スルコトヲ得但水道及水道管ニ必要ナル土地物件ニシテ有設置時ニ比シテ價格ヲ減價シタルモノアルトキハ水道管ニ要シタル費用ヨリ之ヲ控除ス

第十條 市町村ハ井ヲシテ企業者ノ有シタル水道ニシテ關係市町村ニ於テ必要ト認めルトキハ許可年限ヲ満了前ト雖モ之ヲ買収スルコトヲ得

第十一條 市町村ハ前項ノ買収價格ハ關係市町村トキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ地方長官之ヲ決定ス其決定ニ不服アル者ハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得

第十二條 本法中又ハ市長トアルハ北海道區制又ハ(沖繩縣區制ニ依ル區)ニ在リテハ區又ハ區長トシ府廳長トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方長官トス

第十三條 (舊法第四十四條法律第十三條)  
市町村長ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十四條 本法中又ハ市長トアルハ北海道區制又ハ(沖繩縣區制ニ依ル區)ニ在リテハ區又ハ區長トシ府廳長トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方長官トス

第十五條 市町村ハ井ヲシテ企業者ニシテ前條ノ費用ヲ指定ノ期限內ニ納付セザルトキハ内務大臣ニ關スル規定ニ依リ之ヲ徴収ス

第十六條 内務大臣ハ必要ト認めルトキハ水道ノ有設ク市町村ニ命スルコトヲ得

第十七條 内務大臣ノ職權ノ一部ハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ニ委任スルコトヲ得

第十八條 本法中又ハ市長トアルハ北海道區制又ハ(沖繩縣區制ニ依ル區)ニ在リテハ區又ハ區長トシ府廳長トアルハ北海道ニ在リテハ北海道地方長官トス

### ●水道取締規則

大正十一年十一月十日 山形縣訓令第五十二號

第一條 本令ニ於テ水道又ハ水道用地ト稱スルハ水道條例ニ依リ敷設シタル水道及其ノ用地ヲ云フ

第二條 河川ニ水道ヲ有スル水道ニアリテハ其ノ取入口ヨリ上流二百間以テ敷設シタル水道又ハ水道ニ水道ヲ有スル水道ニアリテハ池田及湧水ニ於テ左ノ行爲ヲナスヘカラス

第三條 塵芥土石木片其ノ他汚穢物ヲ投入スルコトヲ得

第四條 池田及湧水ニ於テ又ハ身性物品ヲ洗濯スルコトヲ得

第五條 魚類ヲ捕獲シ又ハ飲害ヲ奉キ入ルコトヲ得

第六條 故テ水道用地ニ立入り又ハ飲害ヲ奉キ入ル可ラス

第七條 水道共用給水栓又ハ給水井戸ノ周邊ニ於テ洗濯其ノ他給水ヲ汚濁スル行爲ヲ得

第六編 衛生 第一章 保衛

### ●水道管理規程

大正十一年十一月二十五日 山形縣訓令第五十二號

第一條 市町村ハ水道條例ニ依リ水道ヲ敷設シタルトキハ水道水取ノ敷設水道ヲ維持取締ニ必要ナル設備ヲ爲スヘシ

第二條 水道検査ハ左ノ種類ニ從ヒ之ヲ行フヘシ

一 物理學的検査

二 化學的検査

三 細菌學的検査

四 動物學的検査

五 探水個所左ノ如ク

一 池田

二 湧水

三 本管

四 支管

第五條 第一號第二號ノ検査ハ毎月一回以上第三號第四號ノ検査ハ六月一回以上之ヲ行フヘシ











セ知事ノ許可ヲ受テヘシ之ヲ設置セントシテ其地中亦同法ニ依リテ  
設置シ得ル所及附近其取置ルモノハ其地中亦同法ニ依リテ  
設置シ得ル所及附近其取置ルモノハ其地中亦同法ニ依リテ

三 公共溝渠主在重要ハ其各該ノ外實河川面及汚水處理方法  
四 工事竣工期日

五 工事竣工期日  
六 工事竣工期日

七 工事竣工期日  
八 工事竣工期日

九 工事竣工期日  
十 工事竣工期日

十一 工事竣工期日  
十二 工事竣工期日

十三 工事竣工期日  
十四 工事竣工期日

十五 工事竣工期日  
十六 工事竣工期日

十七 工事竣工期日  
十八 工事竣工期日

十九 工事竣工期日  
二十 工事竣工期日

### 汚物掃除法施行細則第十六條第 二項ノ規定ニ依ル汚物掃除法令 準用地域

昭和七年七月一日  
山形縣告示第三百九十二號

北村山形町ノ内  
五日町、夫來町、十日町、真町、新町、鶴屋町、北町、長清水

東村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ

西村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ

南村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ

東村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ

西村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ

北村山形町ノ内  
五日町、夫來町、十日町、真町、新町、鶴屋町、北町、長清水

東村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ

一 飲料水ヲ接近シテ汚染セラルコトヲ防止スルニ依リテ  
二 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
三 糞尿ノ排出ノ口ニハ一メートル以上高ク石煉瓦又ハ「コンクリート」  
四 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
五 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
六 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
七 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
八 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
九 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト  
十 糞尿ノ排出ノ口ニハ蓋ヲ設ケ且見掛け得ル所ニ蓋ヲ爲スコト

北村山形町ノ内  
五日町、夫來町、十日町、真町、新町、鶴屋町、北町、長清水  
東村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
西村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
南村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
東村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
西村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
北村山形町ノ内  
五日町、夫來町、十日町、真町、新町、鶴屋町、北町、長清水  
東村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
西村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ  
南村山形町ノ内  
大字、小松新道及三四二番地ヨリ三四五番地マデ



















何某妻(何某姉妹)

同上

何年何箇月

右ハ任氏何箇月ニシテ死シテ分給與何某妻(遺孀死産)相添  
(此段無庸申上候也)

年月日

戸長宛

(第三號書式)

死亡届書

何府縣何町何村何香地族籍

寄留者同前

何某父母兄弟妻子

職業同上

何年何箇月

病名

死ニ至ル原因由年月日時死亡

右之通相違無之候也

年月日

(第四號書式)

死産届書

何府縣何町何村何香地族籍

寄留者同前

(山形縣)

何某妻(何某姉妹)

寄留者同前

何年何箇月

公(私)生任氏何箇月ニシテ男(女)死産分給  
「ニダ子三ツ子四ツ子等ハ  
男何人女何人ト記スヘシ」  
右之通相違無之候也

年月日

戸長宛

(第五號書式)甲

死亡届書

何府縣何町何村何香地族籍

寄留者同前

何某父母兄弟妻子

職業同上

何年何箇月

病名

死ニ至ル原因由年月日時死亡

右檢案候處調査之通相違無之候也

年月日

(第五號書式)乙

死産届書

何府縣何町何村何香地族籍

寄留者同前

何某妻(何某姉妹)

(山形縣)

(山形縣)

寄留者同前

何年何箇月

公(私)生任氏何箇月ニシテ男(女)死産分給

「ニダ子三ツ子四ツ子等ハ  
男何人女何人ト記スヘシ」

右檢案候處調査之通相違無之候也

年月日

(山形縣)

### 墓地火葬場新設増設變更出願ノ節調査事項ノ件

明治二十九年四月

山形縣訓令第五十號

今般般令第十九號ヲ以テ墓地及埋葬場新設増設正候ニ付テハ自今  
新設増設又ハ變更ノ出願アルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ付シ遺達スヘ

調査事項

一 墓地ハ高燥ノ地ニシテ遺灰ノ深サ成規ニ達スルヲ得運搬ニ不便ナキ

ヲ要ス

一 墓地ト人家トノ距離ハ幾何ナルヤ其距離ハ人家稠密ニシテ市街ノ體

アリタルカ否又ハ將來人口増殖家屋建設ノ爲メ之ヲ侵縮スヘキ見込

アルトキハ適宜遠置シ又同隣地帯ト人家ト墓地トノ間林叢(水

源)新設林保護林等ニシテ小丘等ハ隔テアル地方ニテハ多少ノ距離

ヲ要ス

一 墓地ト火葬場トノ距離ハ幾何ナルヤ其距離ハ地質ノ粘土ト砂地ナル

事ヲ斟酌シ適宜ノ距離ヲ定ムヘシ

第六編 衛生 第一章 葬儀

何某妻(何某姉妹)

寄留者同前

何年何箇月

公(私)生任氏何箇月ニシテ男(女)死産分給  
「ニダ子三ツ子四ツ子等ハ  
男何人女何人ト記スヘシ」  
右之通相違無之候也

年月日

戸長宛

(第五號書式)甲

死亡届書

何府縣何町何村何香地族籍

寄留者同前

何某父母兄弟妻子

職業同上

何年何箇月

病名

死ニ至ル原因由年月日時死亡

右檢案候處調査之通相違無之候也

年月日

(第五號書式)乙

死産届書

何府縣何町何村何香地族籍

寄留者同前

何某妻(何某姉妹)

(山形縣)

(山形縣)

寄留者同前

何年何箇月

公(私)生任氏何箇月ニシテ男(女)死産分給

「ニダ子三ツ子四ツ子等ハ  
男何人女何人ト記スヘシ」

右檢案候處調査之通相違無之候也

年月日

(山形縣)

### 墓地火葬場新設増設變更出願ノ節調査事項ノ件

明治三十一年二月

山形縣訓令第十九號

墓地火葬場新設増設又ハ變更ノ出願アルトキハ調査意見ヲ付シ遺達スヘキ  
旨明治二十九年(四月)第五十號ヲ以テ訓令候處尙ホ市又ハ大字略圖面ヲ製

調査事項

一 墓地ト國道里道トノ距離ハ幾何ナルヤ右ハ可成通行人ノ眼ニ觸レサ

ル様注意シ若シ其場所ヲ得難キトキハ適宜ノ地壁ヲ設ケシムルヲ要

ス

一 墓地ト大川トノ距離ハ其流域ノ水勢ニ依リ定ムヘシト雖モ平時流水

少キモ暴風ノ候又ハ暴風雨ノ際俄然出水スル等ノ虞アル地方ハ可成

の遠置スヘシ

一 墓地ト鐵道線路トノ距離幾何ナルヤ其距離ハ可成遠隔ナルヲ要ス

火葬場ハ墓地ニシテ墓具ヲ發散セシムル可成通行人ノ眼ニ觸レズ運搬ニ

不便ナキヲ要ス

一 火葬場ト人家トノ距離幾何ナルヤ其距離ハ人家稠密ニシテ市街ノ體

アリタルカ否又ハ將來人口増殖家屋建設ノ爲メ之ヲ侵縮スヘキ見込

アルトキハ適宜遠置シ又同隣地帯ト人家ト墓地トノ間林叢(水

源)新設林保護林等ニシテ小丘等ハ隔テアル地方ニテハ多少ノ距離

ヲ要ス

一 墓地ト火葬場トノ距離ハ幾何ナルヤ其距離ハ地質ノ粘土ト砂地ナル

事ヲ斟酌シ適宜ノ距離ヲ定ムヘシ

一 墓地ト火葬場トノ設置ハ鐵道線路ノ隣ニ至リ他ニ移轉スル等ノ事ナキ

様注意ヲ要ス

一 墓地及火葬場トノ設置ハ鐵道線路ノ隣ニ至リ他ニ移轉スル等ノ事ナキ

様注意ヲ要ス

一 墓地及火葬場トノ設置ハ鐵道線路ノ隣ニ至リ他ニ移轉スル等ノ事ナキ

様注意ヲ要ス



シ左ノ事項ヲ記入シ進達スヘシ  
 一 出願ノ位置  
 一 既設及出願ノ墓地、火葬場ノ最近人家等ノ位置並ニ距離  
 一 河川ノ流域及飲用水ト出願地ト間ノ距離  
 一 鐵道線ノ距離  
 一 道路ノ種類及距離  
 一 神社佛閣傳染病院公立病院學校等ノ位置及距離  
 一 出願地ノ位置及其持主氏名  
 一 市又ハ大字小字ノ部落及戸數



〔山形縣〕

### ●廢墓地及廢火葬場使用手續

明治二十八年七月  
山形縣令第四十六號

第一條 廢火葬場及廢墓地ニ在テハ埋葬シタル死屍ノ掘取並ニ埋葬ノ件メタル年月ヲ詳記シ所轄警察官署ヲ經由シ縣廳ニ出願許可ヲ受クヘシ但廢墓地ニ在テハ其死屍遺骨ノ改葬ヲ併セテ出願スヘシ  
 第二條 前條墓地ニシテ衛生上有害ト認ムルトキハ相當ノ期間ヲ經過シタル後使用ヲ許可スルコトアルヘシ  
 第三條 廢墓地ノ死屍及遺骨ヲ改葬アリタルトキハ使用又ハ開闢前所轄警察官署又ハ警察分署ノ検査ヲ受クヘシ  
 第四條 第一條第三條ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

### ●廢墓地廢火葬場使用出願アリタルトキ調査ノ件

大正十五年八月十三日  
山形縣令第六十號

明治二十八年七月縣令第四十六號廢墓地廢火葬場使用手續ニ依リ其ノ使用出願アリタルトキハ左ノ事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ進達スヘシ  
 一、使用ノ目的衛生上支障ナキヤ否  
 二、死屍遺骨改葬ノ場所及方法

### ●墓地設置願ノ際調査ニ關スル件

明治三十年一月  
衛生局長會費第九一號

墓地設置其他衛生上ニ關スル土地検査ニ關スル御意見書ハ其當時御出願可相成管ノ處該管市役所ヨリ管轄ニ同送相成後十日ヲ過ク御同シ相成候事往々有之夫シカ爲メ往後二日時ヲ費シ差支不致候條自今町村會同相成候上該管市役所同シ御意見書御同シ相成候事又御意見書ニハ左ノ際必ス御記入相成候段及照會候也  
 一 人家道路飲料水及河川ニ關スル距離  
 一 但道路ハ其種類ヲ記セラレドシ  
 一 地形形及各部落ニ對スル距離  
 一 墓地所使用者ノ戸數

### ●墓地設置願ノ際調査ノ件

明治三十年七月  
衛生局長會費第九一號

墓地設置願ノ際調査事項ハ本年一月二十六日衛生局長會費第九一號ヲ以テ御照會及御意見書ヲ御取調必ス御記入相成候段及御照會候也  
 一 墓地設置願書第一條ニ墓地ハ大字ニ屬スルヲ有スルヲ得ルモ二ヶ所以上ハ特別ノ状況ナキモノハ許可セラル候ニ付新舊墓地合セテ二ヶ所以上出願スルモノハ特別ノ状況例ハ一大字ニ屬スルモ其數小字ニ屬シ其距離距離ニシテ實際二ヶ所以上必要ナル實際  
 二 墓地主キハ半土地數等ニ分ルモ其實同一ノ場所ナルトキハ其數二ヶ所ニ屬スルヲ以テ平均五坪ナルヲ以テ實際ノ墓地ノミニテハ一月五坪力願地ヲ合スレハ平均五坪ニ相當ル等ヲ記入スヘシ

### ●墓地火葬場ニ關スル件

昭和七年六月  
衛生局長會費第一〇〇號

墓地火葬場設置變更並ニ使用申請ニ付テハ各管ノ取扱往々區々ニ互リ之カ往復ニ少ナカラザル時日ヲ要シ候條爾後左記ニ依リ取扱進達ナキヲ期セラルベシ  
 一、申請者ハ一定申明示ナキモ可成市町村ヨリ申請セシムルカ若ハ從來ノ設置者ヨリ申請セシムルコト  
 一、申請書ヲ受理シタルトキハ記載事項及添付書類ニ不備ノ點ナキヤラズシテ申請ノ受理及市町村公簿圖面等ト對照シ更ニ現場ニツキ實地調査シ事實ト相違ナキヤ否ヲ詳細調査スルコト  
 一、墓地ハ從前許可セラレタルモノニ限ルヲ以テ已ムヲ得サル事情アル場合ハ増設又ハ變更(取替、縮小等)トシテ取扱フヘキコト  
 一、火葬場設置第一條、墓地及埋火葬場取替方法細目(此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ詳記セシムルコト)  
 一、設置、増設、變更等ニ依リテ市町村有財產トナリ市町村會ノ決議ヲ要スルモノ、如キハ其ノ當ラ添付セシムルコト  
 一、實際進達ニ當リ調査事項ヲ省略スルコトナク可成詳細ニ記載シタル意見書添付上申セラレドシ  
 一、左記事項ヲ必ス參照セラレドシ







第二 汚水ノ排水ナク且水漏關係ナキ地タルトキ  
 第三 人家飲料水用水路道路及鐵道線路ヲ距ル六十間以上ノ地タルトキ  
 第四 病狗ノ解剖ヲ爲ストキハ獸醫ニ名以上ノ檢案ニ依リ病故ノ不明ナルトキ  
 第五 化粧用又ハ肥料ニ供スルトキ  
 第六 糞尿ノ貯藏ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第七 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第八 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第九 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十一 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十二 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十三 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十四 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十五 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十六 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十七 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十八 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第十九 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項  
 第二十 糞尿池ノ構造ニ依リ糞尿池汚穢ノ原因アリタルトキハ左ノ事項

(山形縣)

許可年月日	糞尿池汚穢ノ位置	管理者住所氏名
停止年月日	糞尿池汚穢ノ位置	管理者住所氏名
備考	糞尿池汚穢ノ位置	管理者住所氏名

●飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關ス

第一 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食物、調味料及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危險ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、洗滌若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得  
 第二 行政廳ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ得  
 第三 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ二十間以下ノ罰金ニ處ス

●飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關ス  
 第一 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食物、調味料及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危險ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、洗滌若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得  
 第二 行政廳ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ得  
 第三 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ二十間以下ノ罰金ニ處ス

●飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關ス

第一 販賣ノ用ニ供スル飲食物又ハ販賣ノ用ニ供シ若ハ營業上ニ使用スル飲食物、調味料及其ノ他ノ物品ニシテ衛生上危險ヲ生スルノ虞アルモノハ法令ノ定ムル所ニ依リ行政廳ニ於テ其ノ製造、採取、販賣、洗滌若ハ使用ヲ禁止シ又ハ其ノ營業ヲ禁止シ若ハ停止スルコトヲ得  
 第二 行政廳ハ販賣ノ用ニ供スル飲食物ノ物品ヲ検査セシメ試験ノ爲必要ナル分ニ依リ之ヲ處置セムコトヲ得  
 第三 本法ノ執行ニ關シ官吏又ハ公吏ノ命ヲ受ケテ指定ノ期間内ニ之ヲ履行セサル者ハ二十間以下ノ罰金ニ處ス

第六編 衛生 第一章 保健

●飲食物營業取締規則

第一 本會ニ於テ飲食物營業者ト稱スルハ惣煮、洗滌、剥皮等ヲ要セス其ノ飲食物ヲ得ル飲食物ノ調製、販賣ヲ營業トスル者ヲ指ス  
 第二 飲食物ノ原料ニハ衛生上危險ヲ生スルモノヲ用キサルコト  
 第三 飲食物ノ原料、調味料、貯藏及器具ノ洗滌ニ用キル水ハ蒸餾水、煮沸水、上水道水又ハ清潔ナル井水ヲ使用スルコト  
 第四 飲食物ノ調製場、貯藏場、陳列場、販賣場、屋臺店ノ類及器具ノ洗滌場又ハ器具ノ消毒ヲ保持スルコト  
 第五 飲食物ノ常ニ清潔ヲ保持シ拭淨ニ用キル布巾ハ白布トシ時々煮沸  
 第六 貯藏場、陳列場、販賣場、屋臺店ノ類及運搬器ニハ塵芥、

衛生上有害物 品監視員之證	分七寸一	府 名 印
------------------	------	-------------



第七條 飲食物ノ器具ノ消毒ヲ爲スルハ其ノ消毒ノ法ニ當リテ衛生ノ爲メニ必要ナル消毒ノ法ニ依リテ爲スルコトヲ要ス

第八條 飲食物ノ直接接觸ニハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第九條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十一條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十二條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十三條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十四條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十五條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十六條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十七條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十八條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第十九條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第二十條 飲食物ノ運搬ニハ衛生上必要アリト認ムルモノハ消毒ノ法ニ依リテ消毒スルコトヲ要ス

第二條 第一號乃至第六號及第八號ノ規定ニ違反シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ノ處分ヲ行フ其ノ執行ニ關シテハ同第二條ニ依リテ行フコトアルベシ

第三條 本令ハ衛生、待合茶屋、貸座、休憩所、娛樂場等ノ類ニシテ其ノ營業ニ關シテ衛生ノ供給ニ必要ナル營業者ニ之ヲ適用ス

第四條 飲食物營業者ホ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ノ適用ハ之ヲ決定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者モアテハ此ノ限ニテアルベシ

第五條 營業者ハ其ノ代理人、店主、家族、雇人、同居者其ノ他ノ營業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ遵守シタルトキ自己ノ擔當ニ關シテ其ノ責任ヲ免ルベシ

●清涼飲料水營業取締規則

明治三十三年六月五日  
內務省令第三十號

第一條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第二條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第三條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第四條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第五條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第六條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第七條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第八條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第九條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十一條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十二條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十三條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十四條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十五條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十六條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十七條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十八條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第十九條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

第二十條 本令ニ於テ清涼飲料水ト稱スルハ販賣ノ用ニ供スルモノヲ指ス

ニテ製シタル調製器、容器又ハ量器ニ使用スルコトヲ得ズ但シ鐵錫其ノ他衛生上有害ノ皮ナキ方法ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第四條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第五條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第七條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第八條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第九條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十一條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十二條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十三條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十四條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十五條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十六條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十七條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十八條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第十九條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十條 清涼飲料水營業者ハ清涼飲料水ヲ製造又ハ貯藏ニ有害性「ナール」色素「ナール」其ノ他人工香料、有害性香料又ハ防腐劑ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第八條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第九條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十二條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十三條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十五條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十九條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 清涼飲料水營業者ハ其ノ氏名、住所、營業所ノ所在地製造年月日ヲ記載シタル票紙ヲ以テ清涼飲料水ヲ販賣スル容器ヲ封緘スヘシ但シ製造地地方長官ニ於テ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラス



清涼飲料水營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ規定セラルトキハ自己ノ指揮ニ因テ之ヲ行フ以テ處罰ヲ受ケルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ規定セラルトキハ於テ本則ニ規定セラルル限リ之ヲ行フ以テ處罰ヲ受ケルコトヲ得ス

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ規定セラルトキハ於テ本則ニ規定セラルル限リ之ヲ行フ以テ處罰ヲ受ケルコトヲ得ス

本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 東京府ニ在リテ地方官ノ職權ニ關シテ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十八條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十九條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十一條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十二條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十三條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十四條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十五條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十六條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十七條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十八條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十九條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第三十條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

〔附則〕

### ●清涼飲料水營業取締規則施行細則

明治三十三年六月三十日  
山形縣令第五十七號

第一條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第三條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第四條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第五條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第六條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第七條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第八條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第九條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十一條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十二條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十三條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十四條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十五條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十七條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十八條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十九條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

トスル者ハ其ノ業務ニ關シ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

ハ賣渡價賣渡人ノ連署ヲ要ス

第七條 製造場又ハ製造機械ニ破損ヲ生シタルトキハ速ニ修繕ヲ加フヘシ

第八條 休業一ヶ年以上ニ互リタルトキハ認可ヲ受ケテ再行ス

第九條 清涼飲料水ノ製造ニ「チール」色素ヲ使用セムトスルトキハ「チール」色素ヲ含有スル清涼飲料水ヲ輸入シテ販賣セントスルトキハ其ノ色素ノ種類ヲ記シ色素及清涼飲料水製造場ニ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十條 清涼飲料水製造者清涼飲料水ヲ販賣スル容器ニ封緘ヲ省略セムトスルトキハ清涼飲料水及蓋蓋ノ種類(ハ玉冠打)硝子玉冠等)ヲ記シ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十一條 清涼飲料水製造業者改氏名稱若クハ製造場ヲ廢止休業シタルトキハ三日以内ニ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十二條 本則第一條第二條第三條第一號第二號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十三條 清涼飲料水營業取締規則第六條ノ封緘票紙ノ見本ハ本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十四條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十五條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十七條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十八條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十九條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十條 本則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

### ●清涼飲料水營業取締規則施行細則實施手續

明治三十三年六月  
山形縣令第五十七號

第一條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第三條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第四條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第五條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第六條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第七條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第八條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第九條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十一條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十二條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十三條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十四條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十五條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十六條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十七條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十八條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第十九條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ

第二十條 本規則ニ依リテ清涼飲料水營業取締規則ニ規定セラルル事項ニ關シテ地方官ハ其ノ職權ニ依リ之ヲ行フ



製造者... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品...

Table with columns for '清涼飲料水製造營業取締規則' (Regulations for Control of Refreshing Beverage Manufacturing Business). It lists various items and their specifications.

清涼飲料水製造營業取締規則... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品...

(印)

清涼飲料水製造營業取締規則... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品...

水雪營業取締規則

水雪營業取締規則... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品...

Table with columns for '清涼飲料水製造營業取締規則' (Regulations for Control of Refreshing Beverage Manufacturing Business). It lists various items and their specifications.

清涼飲料水製造營業取締規則

清涼飲料水製造營業取締規則... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品... 製造者... 衛生... 食品...

明治三十三年七月三日

內務省令第三十七號



二條ノ總額ヲ行フコトヲ得

第八條 第二條第一項及第四條ニ違背シタル者ハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第九條 第五條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十條 水雪營業者ハ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本則ニ依リ之ニ適用シテ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力アリテ未成年者ニ付テハ此ノ限ニ從ハラス

水雪營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ニ從業者ニシテ其ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テタルノ故ヲ以テ罰金ヲ免カラルコトヲ得

法人ノ代表者又ハ其ノ雇人其ノ他ニ從業者法人ノ業務ニ關シ本則ニ違背シタル場合ニ於テハ本則ニ規定シタル罰金ノ法人ニ適用ス

法人ノ罰金ニ付テハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第十一條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月二日ヨリ之ヲ施行ス

第十二條 地方長官ハ水雪ノ採取、製造又ハ貯藏ノ場所ヲ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十三條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

第十四條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月二日ヨリ之ヲ施行ス

第十五條 地方長官ハ水雪ノ採取、製造又ハ貯藏ノ場所ヲ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

第十七條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月二日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條 地方長官ハ水雪ノ採取、製造又ハ貯藏ノ場所ヲ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第十九條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

第二十條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月二日ヨリ之ヲ施行ス

第二十一條 地方長官ハ水雪ノ採取、製造又ハ貯藏ノ場所ヲ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

第二十三條 本則ハ明治三十三年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ雪ニ關シテハ明治三十五年一月二日ヨリ之ヲ施行ス

第二十四條 地方長官ハ水雪ノ採取、製造又ハ貯藏ノ場所ヲ構造、設備及管理方法ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第二十五條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

●水雪營業取締規則施行細則

昭和四年四月一日 山形縣令第三十一號 第三十條 第三十條 第三十條

〔山形縣〕

一、本條、住所、氏名、年齢及定款ノ寫

二、水雪ノ種類(飲食用、非飲食用ノ別)

三、採取所、製造所、貯藏所ノ位置並ニ敷地ノ面積ヲ表示シタル平面圖及第六條ノ附圖ニシテ

四、採取所、製造所、貯藏所ノ構造仕樣及四面並ニ工事竣功期日

五、排水水ノ種類(水道水、井水、泉水、湧流水等)及所在地並ニ水道水キヤ

六、採取、製造、貯藏ノ方法

七、採取所ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一、人家並ニ他ノ建築物上ニ支障ナキ場所ナルコト

二、水雪ノ採取ノ距離ヨリ二メートル以上高クアルコト

三、水雪ノ採取ノ距離ハ不透過質ノ材料(石、煉瓦、漆喰等)以下ノ之

四、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

五、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

六、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

七、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

八、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

九、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十一、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十二、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十三、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十四、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十五、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十六、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十七、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十八、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

十九、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十一、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十二、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十三、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十四、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十五、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十六、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十七、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十八、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

二十九、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十一、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十二、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十三、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十四、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十五、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十六、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十七、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十八、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

三十九、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十一、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十二、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十三、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十四、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十五、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十六、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十七、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十八、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト

四十九、水雪ノ採取ノ距離ハ一メートル以上ノ空地ヲ存スルコト



第六編 衛生 第一章 食品

一、製造人等由ナクシテ工事竣功期日ヲ超過スルコト六箇月以上ニ及ビ  
二、一箇年以上休業シタルトキ  
三、本則ニ違反シタルトキ  
第四條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ警察署長ヲ經由スヘシ  
第五條 第六條及第七條ニ違反シタル者ハ第十五條ノ命令ニ従ハサル者  
ハ拘留ニ付スルコトナシ  
第六條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ警察署長ヲ經由スヘシ  
第七條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ警察署長ヲ經由スヘシ  
第八條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ警察署長ヲ經由スヘシ  
第九條 本則ニ依リ知事ニ提出スヘキ書類ハ警察署長ヲ經由スヘシ

水雪營業取締規則施行細則實施

手續

第一條 本手続ニ於テ細則ト稱スルハ水雪營業取締規則施行細則ヲ指ス  
第二條 細則第一條ニ依リ申請アリタルトキハ同條各款ノ事項其ノ他必要  
ナル事項ヲ調査シ意見ヲ附シテ送達スヘシ細則第六條ニ依リ變更申請ア  
リタルトキ亦同シ  
第三條 細則第八條ニ依リ申請アリタルトキハ關係事項ヲ調査ノ上支障ナ  
シト認ムルトキハ認可ヲ爲スヘシ  
第四條 製造所、貯藏所、貯藏所ノ工事竣功シタルトキハ検査ヲ送ケ支障  
ナシト認ムルトキハ第一號様式ノ検査書ヲ下付スヘシ  
第五條 警察署長ハ受檢巡查又ハ監督者ヲシテ時々探査、製造、貯藏ノ狀  
況ヲ調査セシムヘシ  
第六條 細則第十六條各款ノ一ニ該當スルモノアルトキハ意見ヲ附シテ報  
告スヘシ  
第七條 警察署長ニ第二號様式ノ査察ヲ備ヘ具助ノ都度訂正スヘシ  
明治三十三年八月四日第四號ハ之ヲ廢止ス

検査書 姓名 營業人氏 名 製造所、貯藏所、貯藏所ノ構造設備支障ナキコトヲ認ス 年 月 日 警察署名

水雪營業者基帳 昭和 年 月 日認可 具助及其 年月日 市 町 大字 香地 氏 名 生 年 月 日 本則ニハ採取所、製造所、貯藏所ノ位置構造ノ概要、變更改築、修繕ノ年月日概要並休業、取消、停止又ハ注意シタル事項等ヲ記入スヘシ 卸賣、請買營業者ハ口頭スヘシ

人工甘味質取締規則

明治三十四年十月 内務省令第三十一號  
第一條 人工甘味質トハ「サツカリン」(甘精)其ノ他之ニ類スル化學的製品

第六編 衛生 第一章 食品

第二條 販賣ノ用ニ供スル飲食物ニハ人工甘味質ヲ加味スルコトヲ得ス但  
シ治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ノ調味ニ使ハルルニ限リ之ヲ得ス  
第三條 前項ノ規定ニ違反スル飲食物ハ之ヲ販賣シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ陳列シ  
テハ罰金五圓トシテ得ス  
第四條 本條ノ規定ハ第三條第一項第二項ノ場合ニ之ヲ適用セス  
第五條 人工甘味質ヲ加味シタル治療上ノ目的ニ供スヘキ飲食物ヲ販賣セ  
ムトスル者ハ其ノ氏名及營業所ヲ主タル營業所在地ノ地方長官ニ届出  
スヘシ  
第六條 前項ノ飲食物ハ證明アル者ニ限り之ヲ販賣授與スルコトヲ得  
第七條 前項ノ飲食物ヲ販賣授與スルトキハ容器又ハ被包ヲ用キ其ノ容器  
又ハ被包ニハ「人工甘味質製」ノ六字ヲ記スヘシ  
第八條 第二條第一項ノ規定ニ違反スル飲食物ニ關シテ明治三十三年二月法  
律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違反シタル營業者ニ關  
シテ亦同シ  
第九條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シテ明治三十三年二月法律第十五號第二  
條ノ職權ヲ行フコトヲ得  
第十條 第二條第一項第二項第三條第一項又ハ第四條ニ違反シタル者ハ五  
十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス  
第十一條 營業者カ未成年者、禁治産者又ハ法人ナルトキハ本則ニ依リ之ニ  
適用スヘキ罰則ハ之ヲ法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關  
シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス  
第十二條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ  
其ノ業務ニ關シ本則ニ違反シタルトキハ自己ノ擔當ニ出テタルノ數ヲ以  
テ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス



第九條 本則ハ明治三十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス  
第十條 東京府ニ在リテハ地方長官ノ職務ハ警視總監之ヲ行フ

●飲食物用器具取締規則

明治三十三年十二月十七日  
内務省令第五十號

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食物、刺器具其ノ他飲食物ノ調製、貯藏、貯藏器又ハ其器ヲ用フ  
第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス  
第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造スルコトヲ得ス  
第四條 營業者ハ外部ノ鏽著及鏽受ノ鏽著ニ百分中鉛六十分以上ヲ含ム合金ヲ使用スルコトヲ得ス  
第五條 營業者ハ積毒又ハ積毒ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ別ニ定ムル試験方法ニ依リ鉛又ハ砒素ヲ抽出スルモノヲ製造スルコトヲ得ズ但シ製造所在地ノ地方長官ノ許可シタル方法ニ依リ非毒用器具ニ施シタル土繪ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第六條 前項但書ノ規定ニ依ル上繪シタル飲食物用器具ニハ別記様式ノ標章ヲ備付クベシ  
第七條 營業者ハ哺乳器具ヲ鉛又ハ砒素ヲ含ム鋼製ヲ以テ製造スルコトヲ得ズ

〔山形縣〕

●飲食物用器具取締規則施行細則

明治三十七年七月三十日  
山形縣令第五十一號

第一條 本則ニ於テ飲食物用器具ト稱スルハ飲食物、刺器具其ノ他飲食物ノ調製、貯藏、貯藏器又ハ其器ヲ用フ  
第二條 營業者ハ飲食物用器具ヲ鉛又ハ百分中鉛十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ修繕スルコトヲ得ス  
第三條 營業者ハ飲食物用器具ノ飲食物ニ接觸スル部分ヲ百分中鉛二十分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造シ又ハ百分中鉛五分以上ヲ含ム合金ヲ以テ製造スルコトヲ得ス  
第四條 營業者ハ外部ノ鏽著及鏽受ノ鏽著ニ百分中鉛六十分以上ヲ含ム合金ヲ使用スルコトヲ得ス  
第五條 營業者ハ積毒又ハ積毒ヲ施シタル飲食物用器具ニシテ別ニ定ムル試験方法ニ依リ鉛又ハ砒素ヲ抽出スルモノヲ製造スルコトヲ得ズ但シ製造所在地ノ地方長官ノ許可シタル方法ニ依リ非毒用器具ニ施シタル土繪ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
第六條 前項但書ノ規定ニ依ル上繪シタル飲食物用器具ニハ別記様式ノ標章ヲ備付クベシ  
第七條 營業者ハ哺乳器具ヲ鉛又ハ砒素ヲ含ム鋼製ヲ以テ製造スルコトヲ得ズ  
第八條 地方長官ハ第二條乃至第五條ニ違背シテ製造又ハ修繕シタル飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物又ハ第七條ノ飲食物用器具若ハ之ヲ用ヒタル飲食物ニ關シテハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同  
第九條 地方長官ハ本則ノ執行ニ關シ明治三十三年二月法律第十五號第二條ノ職權ヲ行フコトヲ得  
第十條 第二條乃至第七條ニ違背シタル者ハ百分以下ノ罰金又ハ科料ト處ス









第三 法定代理人又ハ代表者ニ適用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能カヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條 本令公布前地方長官ノ許可ヲ得テ發賣セル防腐劑ニ付テハ本令ニ依リ發賣シ得タルモノト看做ス

第十一條 明治三十六年九月內務省令第十號飲食物防腐劑取締規則ハ之ヲ廢止ス

●飲食物防腐劑、漂白劑取締規則

第一條 第一項ニ依ル指定

昭和三年六月十五日 內務省令第二十三號 第一 亞硫酸、次亞硫酸、其ノ化合物及之ヲ含有スル物ヲ別ニ定ムル所ノ飲食物中亞硫酸試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ使用スルコト

【山形】

三 「バラオキシ」安息香酸、ニチルニスチル、「バラオキシ」安息香酸、アロピルニスチル」及「バラオキシ」安息香酸「アチルニスチル」ヲ別ニ定ムル所ノ飲食物中「バラオキシ」安息香酸、ニスチル」類試驗法ニ適合スル範圍内ニ於テ清酒、醬油、天然果實汁及天然果實類ノ製造又ハ貯藏ニ使用スルコト但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ容器又ハ被包ニ「バラオキシ」安息香酸、ニスチル」ヲ含有スル旨明記スベシ

●有害性著色料取締規則

第一條 有害性著色料ノ分テ左ノ二種トス

第一種 左ニ掲ケル物質其ノ化合物及之ヲ含有スルモノ 砒素、攪攪素、毒度毒鳥素、格羅羅、銅、水銀、鉛、錫、安知母紙質、烏拉紐素、亞鉛、毒黃、必假林酸、「チニトロクロソール」、「コラルソール」

【山形】

得ズ但野菜果實類ノ貯藏品ニ在リテハ其ノ「キロダラム」中銅百「ミリダラム」ニ限ラズ在リテハ其ノ無水物「キロダラム」中銅百五十「ミリダラム」ヲ含有スル限度マテ銅、銅化合物又ハ之ヲ含有スル著色料ヲ使用スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 前條ノ物品ニ關シテハ地方長官ハ明治三十三年二月法律第十五號第一條ニ依リ處分スルコトヲ得本則ニ違背シタル營業者ニ關シテ亦同シ

第十一條 本則ハ明治三十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス











一、製造者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

二、牛舎（搾乳場）及牛乳處理場ノ所在地ニ對シテ、敷地面積

三、牛舎（搾乳場）及牛乳處理場ノ附近二百米以内ノ凡取調（六百分ノ一）牛乳ノ測定温度及一日ノ牛乳處理量

四、牛舎（搾乳場）、汚物槽及汚水溝（合）及牛乳處理場ノ平面圖及既設ノ設備圖並ニ其ノ構造仕樣書

五、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

六、牛乳ノ種類及其ノ處理方法（殺菌ノ有無）

七、使用水ノ供給方法及汚水排水方法

八、特別牛乳以外ノ牛乳ノ處理ヲ兼ル者ハ其ノ取引セントスル搾乳製造者ノ住所、氏名

九、起工及竣工期日

十、土地他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ使用權ヲ證明スル書類

十一、特別牛乳以外ノ牛乳ノ處理營業

十二、營業者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

十三、牛乳處理場ノ所在地及敷地面積

十四、牛乳處理場附近二百米以内ノ凡取調（六百分ノ一）

十五、一日ノ牛乳處理量

十六、牛乳處理場ノ平面圖及既設ノ設備圖並ニ構造仕樣書

十七、牛乳ノ種類及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十八、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十九、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

二十、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

【附註】

一、使用水ノ供給方法及汚水排水方法

二、取引セントスル搾乳製造者ノ住所、氏名

三、土地他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ使用權ヲ證明スル書類

四、營業者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

五、製造場ノ所在地及敷地面積

六、牛乳製品ノ種類、名稱、混和品名分量、製造方法及製造量定高

七、建物ノ平面圖及設備ノ配置圖並ニ構造仕樣書

八、使用水ノ供給方法及汚水排水方法

九、取引セントスル搾乳製造者又ハ處理營業者ノ住所、氏名

十、起工及竣工期日

十一、土地他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ使用權ヲ證明スル書類

十二、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十三、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十四、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十五、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十六、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十七、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十八、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十九、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

二十、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

一、製造者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

二、牛舎（搾乳場）及牛乳處理場ノ所在地ニ對シテ、敷地面積

三、牛舎（搾乳場）及牛乳處理場ノ附近二百米以内ノ凡取調（六百分ノ一）牛乳ノ測定温度及一日ノ牛乳處理量

四、牛舎（搾乳場）、汚物槽及汚水溝（合）及牛乳處理場ノ平面圖及既設ノ設備圖並ニ其ノ構造仕樣書

五、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

六、牛乳ノ種類及其ノ處理方法（殺菌ノ有無）

七、使用水ノ供給方法及汚水排水方法

八、特別牛乳以外ノ牛乳ノ處理ヲ兼ル者ハ其ノ取引セントスル搾乳製造者ノ住所、氏名

九、起工及竣工期日

十、土地他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ使用權ヲ證明スル書類

十一、特別牛乳以外ノ牛乳ノ處理營業

十二、營業者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

十三、牛乳處理場ノ所在地及敷地面積

十四、牛乳處理場附近二百米以内ノ凡取調（六百分ノ一）

十五、一日ノ牛乳處理量

十六、牛乳處理場ノ平面圖及既設ノ設備圖並ニ構造仕樣書

十七、牛乳ノ種類及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十八、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十九、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

二十、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

一、製造者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

二、牛舎（搾乳場）及牛乳處理場ノ所在地ニ對シテ、敷地面積

三、牛舎（搾乳場）及牛乳處理場ノ附近二百米以内ノ凡取調（六百分ノ一）牛乳ノ測定温度及一日ノ牛乳處理量

四、牛舎（搾乳場）、汚物槽及汚水溝（合）及牛乳處理場ノ平面圖及既設ノ設備圖並ニ其ノ構造仕樣書

五、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

六、牛乳ノ種類及其ノ處理方法（殺菌ノ有無）

七、使用水ノ供給方法及汚水排水方法

八、特別牛乳以外ノ牛乳ノ處理ヲ兼ル者ハ其ノ取引セントスル搾乳製造者ノ住所、氏名

九、起工及竣工期日

十、土地他人ノ所有ニ係ルトキハ其ノ使用權ヲ證明スル書類

十一、特別牛乳以外ノ牛乳ノ處理營業

十二、營業者ノ住所、氏名、生年月日及商號（法人又ハ共同經營ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名並ニ定款又ハ規約、市町村ノ領管ニ在リテハ以上ノ外市町村會ノ決議附本）

十三、牛乳處理場ノ所在地及敷地面積

十四、牛乳處理場附近二百米以内ノ凡取調（六百分ノ一）

十五、一日ノ牛乳處理量

十六、牛乳處理場ノ平面圖及既設ノ設備圖並ニ構造仕樣書

十七、牛乳ノ種類及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十八、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

十九、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖

二十、牛乳貯蓄装置及其ノ他附屬機械ノ構造圖







































ル場合ニ於テ其ノ用途ノ別ニ依リテ之ヲ分シテ之ヲ管理スルコトヲ要スルモノトシテ...

●自家用屠殺ノ解釋變更ニ關スル

件

昭和七年八月 農林部第四〇九三號ノ一第長通知...

屠殺場ノ構造設置標準ニ關スル 農林部第四〇九三號ノ一第長通知...

●獸肉販賣營業取締令

明治四十年二月二十七日 農林部令第十九號

大正二年九月...

第一條 屠殺場ノ構造設置標準ニ關スル...

第一條 屠殺場ノ構造設置標準ニ關スル...